

第26回 定時株主総会 招集ご通知

2024年4月1日 ▶ 2025年3月31日

自然と、あなたと、ともに未来へ。



開催日時 2025年6月19日（木曜日）午前10時
受付開始 午前9時

開催場所 東京都中央区京橋二丁目2番1号
京橋エドグラン 22階
TKPガーデンシティPREMIUM京橋
ホール22A

議 案 第1号議案：取締役7名選任の件
第2号議案：監査役2名選任の件
第3号議案：補欠監査役1名選任の件

株主総会後の事業説明会は開催いたしません。
株主総会におけるお土産のご用意はございません。

「スマート行使」について

議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

株式会社レノバ

証券コード：9519

株主の皆さまへ

平素は格別のご厚情を賜り、心より感謝申し上げます。

世界の政治状況が目まぐるしく変化する中、2025年2月に「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。この計画において、引き続き再生可能エネルギーの存在は大きく、電源構成の4～5割を目標とし、2040年度の主力電源に位置づけられています。

このような中、当社は、2023年度に創設された「長期脱炭素電源オークション」で落札した3つの蓄電事業において、融資関連契約を締結いたしました。蓄電事業は、当社における今後の注力分野の1つであり、本事業の推進によって、電力系統の安定化と更なる再生可能エネルギーの導入拡大に、より一層貢献してまいりたいと考えています。

また既存の事業においては、2025年1月に御前崎港バイオマス発電所が営業運転を開始し、他全国で稼働中のバイオマス発電所も安定した稼働率を維持しています。さらにはNon-FIT太陽光発電事業や、建設が進む苓北・天草陸上風力事業などを含め、現在保有するポートフォリオは合計で約1.5GWに達し、着実に事業の進捗・拡大を続けています。また海外においても、米国テキサス州における蓄電事業の出資持分を70%取得するなど、これまで積み重ねてきた努力と工夫が結実し、事業の成長に寄与しています。

本年、創業25周年を迎える当社は、『中期経営計画2030』を発表いたしました。「ビジネスを通じて環境問題を解決する」という、創業以来変わらない理念のもと、持続的な成長と企業価値の向上に邁進してまいります。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

取締役会長

川名 浩一



代表取締役社長CEO

木南 陽介



当社IRサイトで『中期経営計画2030』を公開中

こちら



蓄電池・Non-FIT太陽光・陸上風力事業の着実な推進

蓄電池

今期は、2023年度に創設された『長期脱炭素電源オークション』で落札した、苫小牧、白老（北海道）、森町睦実（静岡県）の3事業において、融資関連契約を締結いたしました。3事業の合計設備容量は215MWで、電力系統の安定化や更なる再生可能エネルギーの導入拡大に貢献します。



蓄電所名	苫小牧蓄電所	白老蓄電所	森町睦実蓄電所
建設予定地	北海道苫小牧市	北海道白老郡白老町	静岡県周智郡森町睦実
想定送電端電力	90MW	50MW	75MW
運転開始	2028年度（予定）		

Non-FIT太陽光

2022年より開始したNon-FIT太陽光事業は順調に進捗しています。急速に高まる再生可能エネルギーへの社会的需要に迅速かつ的確にお応えするため、全国に供給網を構築しています。



苓北・天草陸上風力

当社が開発をリードする、国内初の陸上風力発電所である苓北・天草では、建設工事が順調に進捗しています。2026年中の運転開始に向け、引き続き安全第一に工事を進めてまいります。



尾根基礎工事



変電所設置

御前崎港バイオマス発電所（静岡県）の営業運転開始

当社が手がける6カ所目のバイオマス事業となる「御前崎港バイオマス発電所」が、2025年1月に営業運転を開始しました。今後の業績寄与により収益基盤の安定化に貢献します。



営業運転開始	2025年1月
発電容量	75.0MW
想定年間発電量	約53,000万kWh (一般家庭約17万世帯の年間使用電力量に相当)
燃料	木質ペレット、パーム椰子殻（PKS）



紹介動画

運転中バイオマス発電所の稼働状況

現在、運転中のバイオマス発電所は6カ所・約395MWとなります。

設備の安定稼働のため、定期的な修繕と徹底した安全対策を実施しています。今後も、これらの取り組みを継続しながら、事業の持続的成長と収益力の強化に努めてまいります。

◆荻田バイオマス発電所（福岡県）



営業運転開始	2021年6月
発電容量	75.0MW
想定年間発電量	約50,000万kWh
プラント稼働率	92.2%



紹介動画

◆社の都バイオマス発電所（宮城県）



営業運転開始	2023年11月
発電容量	75.0MW
想定年間発電量	約55,300万kWh
プラント稼働率	91.2%



紹介動画

◆石巻ひばり野バイオマス発電所（宮城県）



営業運転開始	2024年3月
発電容量	75.0MW
想定年間発電量	約53,000万kWh
プラント稼働率	99.7%



紹介動画

※稼働率は、2024年4月1日～2025年3月31日のデータです。



サステナビリティの考え方と基本方針

当社は、取締役会において以下のサステナビリティの考え方と基本方針を策定しております。
また、2021年12月に「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」による提言への賛同を表明いたしました。

■ 企業理念とサステナビリティとの関係

- 当社はミッション／経営理念を基に、持続可能な社会を実現すべく、再生可能エネルギー発電の専業会社として、アジア各国でマルチ電源の開発・運営を推進しています。
- 当社はビジョンを達成するためには、グリーン・エネルギーの導入促進だけではなく、事業開発の過程において、地域社会との共生や事業を通じた新しい価値の創造、また、新たなサプライチェーンの構築など多様な観点を持って事業全体のサステナビリティを向上させることが重要であり、これらの実現をもって目指すリーディング・カンパニーに近づけると考えています。

当社は、ステークホルダーの皆さまとともに、エネルギーで困ることのない100年後の未来をつくっていきます。

■ サステナビリティ基本方針

当社は、当社が掲げるミッション／経営理念の遂行により、社会のサステナビリティ向上に貢献してまいります。

当社は、ひとつひとつの企業活動において、持続可能なあり方を追求します。特に、「安全安心」な「共存共栄」の事業を長期に運営していくことを志向している当社にとって、事業の成立・発展には、多岐に亘るステークホルダーの皆さまとの協業が不可欠です。

当社ではコミットメント／経営原則として「地球」「地域」「顧客」「株主」「社員」という主要ステークホルダーごとの約束を掲げています。

レノバの企業理念

ミッション / 経営理念	グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する
ビジョン / 目指すべき企業の姿	日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること
コミットメント / 経営原則	地球 人類と地球の、永遠の共生に貢献します
	地域 歴史と文化を尊重し、新たな価値を共に創ります
	顧客 経済的で環境にやさしいエネルギーを供給します
	株主 株式価値を持続的に創出します
	社員 有能な人材を集結し、エキサイティングな自己実現の機会を提供します

再生可能エネルギー事業では「地域の恵みである自然エネルギーを使わせていただいている」という考えのもと、当社は上記ステークホルダーのうち「地球」「地域」を最重視しています。地球環境・地域社会にとって、長期的でよりいっそうサステナブルな発電事業を育むとともに、当社自体のサステナビリティも大切にしています。

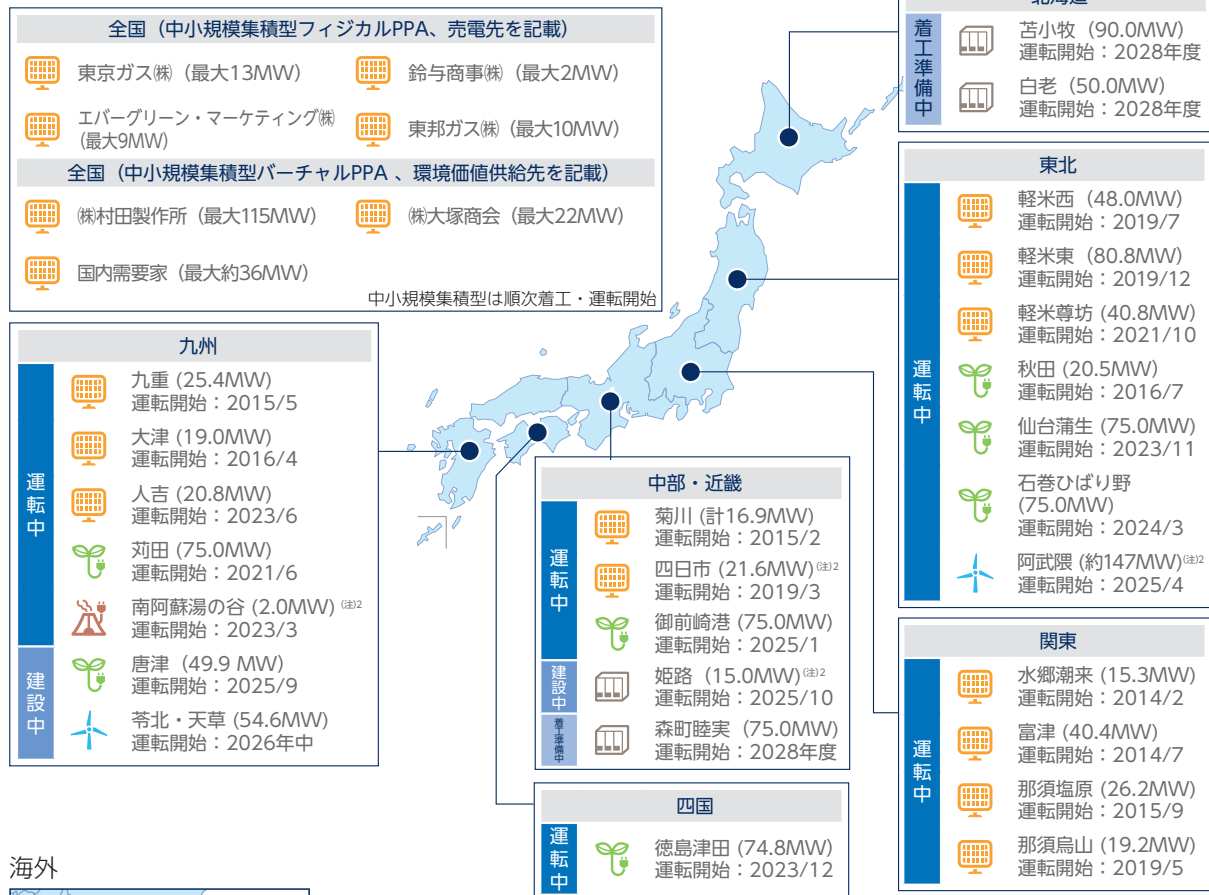
国内・海外における運転中・建設中の設備容量^{(注)1}

2025年5月12日現在公表可能な事業

約**1.5GW**(ギガワット)

 太陽光  バイオマス  風力  地熱  蓄電池

国内



- (注) 1. 小規模太陽光発電事業 (Non-FIT) を含みます。
2. 他社が開発/建設/運転をリードしている事業です。
3. 建設中の事業は、「推進中事業」及び「先行投資事業」を含みます。建設状況により、変更、遅延又は中止となる可能性があります。

証券コード：9519
(発信日) 2025年5月28日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月23日

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社レノバ
代表取締役社長CEO 木南 陽介

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記当社ウェブサイト「第26回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.renovainc.com/ir/meeting/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



東証ウェブサイトにアクセスいただく際は、銘柄名（会社名）に「レノバ」又は証券コードに「9519」を入力・検索し、「基本情報」から「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご参照ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご参照いただき、8ページから9ページまでのご案内に従って、2025年6月18日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送又はご入力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月19日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
京橋エドグラン22階
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目2番1号
TKPガーデンシティPREMIUM京橋 ホール22A

株主総会後の事業説明会は開催いたしません。

株主総会におけるお土産のご用意はございません。

3. 目的事項

報告事項

1. 第26期（2024年4月1日から2025年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2024年4月1日から2025年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 目的事項その他招集にあたっての決定事項

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の以下の事項

「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

- ・連結計算書類の以下の事項

「連結持分変動計算書」「連結注記表」

- ・計算書類の以下の事項

「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

以上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2025年6月19日（木）午前10時
（受付開始午前9時）

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

議決権行使書に議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2025年6月18日（水）午後5時必着



インターネット等による議決権行使

次ページのインターネット等による議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2025年6月18日（水）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

インターネット等による 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権
行使期限

2025年6月18日（水）
午後5時まで

議決権行使
ウェブサイト

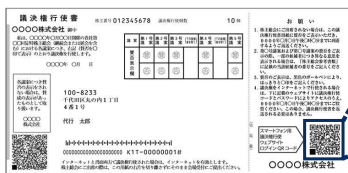
<https://www.web54.net>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン・スマートフォン又はタブレットとで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

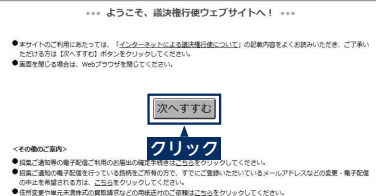
インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

証券代行ウェブサポート（三井住友信託銀行株式会社）

0120-652-031（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

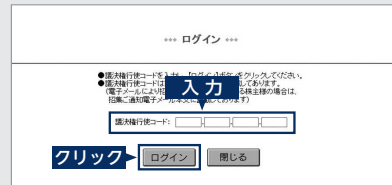
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



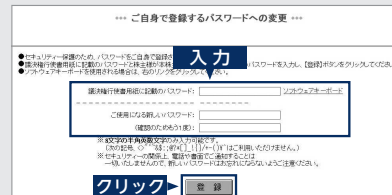
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役7名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における 地位及び担当	取締役 在任期間 (※2)	指名・報酬 委員会 (※3)	専門性 (※1)					
					企業 経営	ファイナンス/ 投資	財務/ 会計	環境/ エネルギー	エンジニア リング	グローバル
1	再任 男性 かわ な こう いち 川名 浩一	取締役会長 (※4)	5年	○	●			●	●	●
2	再任 男性 き みなみ よう すけ 木南 陽介	代表取締役社長CEO	25年 1ヶ月	○	●			●	●	
3	再任 男性 やま ぐち かず し 山口 和志	取締役執行役員CFO 財務・経営企画本部長	5年	—		●	●			
4	再任 男性 しま だ なお き 島田 直樹	社外取締役 独立役員	4年	○	●					
5	再任 女性 やま ざき まゆ か 山崎 繭加	社外取締役 独立役員	4年	—	●					
6	再任 男性 たか やま けん 高山 健	社外取締役 独立役員	3年	○	●	●	●			
7	再任 男性 ラジ ャット ナン ダ Rajit Nanda	社外取締役 独立役員	2年	—	●	●	●	●		●

(※1) 当社が持続的な成長を続けるために、当社の取締役として重要と考えられる専門性を「企業経営」「ファイナンス／投資」「財務／会計」「環境／エネルギー」「エンジニアリング」「グローバル」とし、これらの専門性を有する取締役で取締役会を構成しています。今後も取締役の専門性や構成のバランスについては、引き続き検討を続けてまいります。なお、上記一覧表は、各氏の有する全ての専門性を表したものではありません。

(※2) 在任期間は、本総会終結時の年数です。

(※3) 指名・報酬委員会は電子提供措置の開始日現在の構成です。○は委員を示します。

(※4) 取締役会長としての同氏の職務は、引き続き非常勤・非業務執行者として行う経営の監督と事業に対する助言・提言となります。

候補者
番 号

1

かわ な こう い ち
川名 浩一

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任期間

(1958年4月23日生)

2,800 株 **9** 回中 **9** 回 (100%)

5 年



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 日揮株式会社（現日揮ホールディングス株式会社）入社
2007年8月 同社 執行役員営業統括本部新事業推進本部長 就任
2009年6月 同社 常務取締役営業統括本部長 就任
2010年6月 同社 代表取締役副社長 就任
2011年7月 同社 代表取締役社長兼最高執行責任者（COO）就任
2012年6月 同社 代表取締役社長 就任
2017年6月 同社 取締役副会長 就任
2018年6月 同社 副会長 就任
2019年6月 東京エレクトロンデバイス株式会社 社外取締役 就任
2019年6月 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 就任（現任）
2019年6月 コムシスホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）就任
2020年6月 当社 社外取締役 就任
2020年12月 株式会社ispace 社外取締役 就任（現任）
2023年3月 株式会社クボタ 社外取締役 就任（現任）
2023年6月 当社 取締役会長 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役
株式会社ispace 社外取締役
株式会社クボタ 社外取締役

取締役候補者とする理由

川名浩一氏は、上場企業における経営トップとしての豊富な経験と海外事業所長を歴任するなど海外事業にも精通し、プラントエンジニアリングに関する専門的な知見を有しております。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。また、同氏は、現在任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員長を務め、客観的な立場から、委員会において重要な役割を果たしています。

なお、取締役会長としての同氏の職務は、引き続き非常勤・非業務執行者として行う経営の監督と事業に対する助言・提言となります。

候補者
番 号

2



再 任

き みなみ よ う す け
木南 陽介

(1974年10月5日生)

所有する当社株式の数

14,860,000 株 9 回中 9 回 (100%)

取締役会への出席状況

取締役在任期間

25年 1 ヶ月

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年 4 月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社

2000年 5 月 株式会社リサイクルワン（現当社）設立 代表取締役社長 就任

2016年 6 月 当社 代表取締役社長CEO 就任（現任）

取締役候補者とする理由

木南陽介氏は、大手コンサルティング会社を経て2000年5月に当社を設立し、20年以上にわたり当社代表取締役として環境ビジネスを手掛け、現在の再生可能エネルギー事業を推進してまいりました。当社の持続的な成長のために、同氏が引き続き代表取締役社長として経営の指揮を執ることが最適であると判断し、取締役候補者となりました。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

候補者
番 号

3

や ま ぐ ち か ず し
山口 和志

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任期間

(1976年1月30日生)

43,800 株 9 回中 9 回 (100%)

5 年



再 任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2001年4月 ゴールドマン・サックス証券会社 東京支店
(現ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社
2006年4月 同社 プリンシパル・インベストメント・エリア 異動
2011年1月 同社 投資銀行部門 金融法人グループ 異動
2018年1月 同社 マネージング・ディレクター 就任
2020年2月 当社 入社 執行役員 就任
2020年4月 当社 執行役員CFO 財務・経営企画本部長 就任
2020年6月 当社 取締役執行役員CFO 財務・経営企画本部長 就任 (現任)
2024年6月 当社 コーポレート本部長 就任

取締役候補者とする理由

山口和志氏は、大手外資系証券会社の投資銀行部門においてマネージング・ディレクターを歴任後、2020年2月に当社に入社、現在は取締役執行役員CFOとして、経営企画・財務・経理・IR等を担当する本部の他、法務部やコンプライアンス・広報・IT・総務等のコーポレート部門を担当する本部、海外事業を担当する本部を管掌し、適切に職務を遂行しております。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者としてしました。

候補者
番号

4



再任

社外取締役

独立役員

しま だ なお き
島田 直樹

所有する当社株式の数

取締役会への出席状況

取締役在任期間

(1968年11月23日生)

3,900 株

9 回中 **9** 回 (100%)

4 年

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月 アップルコンピュータ株式会社 (現Apple Japan合同会社) 入社

1998年10月 株式会社ポストコンサルティンググループ 入社

2001年9月 株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ設立 代表取締役 就任 (現任)

2008年6月 株式会社日本M&Aセンター 取締役 就任

2013年3月 株式会社ファンデリー 社外監査役 就任

2015年6月 杉田エース株式会社 社外取締役 就任

2020年12月 日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役 就任 (現任)

2021年6月 当社 社外取締役 就任 (現任)

2022年6月 NOK株式会社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)

2022年6月 イーグル工業株式会社 社外取締役 就任

<重要な兼職の状況>

株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 代表取締役

日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役

NOK株式会社 社外取締役 (監査等委員)

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

島田直樹氏は、外資系のコンサルティング会社を経て、代表取締役として企業経営にも携わり、新規事業の立ち上げ、海外進出支援、M&Aによる成長戦略等の豊富なコンサルティング経験と、経営者として長年の経験を有することから、業務執行の監督、また当社の経営全般について、幅広い経営的視点からの助言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。また、同氏は、現在任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から、委員会において重要な役割を果たしています。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

5

や ま ざ き ま ゆ か
山崎 繭加

所有する当社株式の数 取締役会への出席状況 取締役在任期間

(1978年1月23日生)

3,000 株

9 回中 9 回 (100%)

4 年



再 任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー 入社
2002年6月 東京大学先端科学技術センター 特任助手 就任
2006年11月 ハーバード・ビジネス・スクール (HBS) 日本リサーチ・センター 入所
2010年9月 東京大学大学院医学系研究科特任助教 (兼務) 就任
2014年9月 HBS日本リサーチ・センター アシスタント・ディレクター 就任
2017年1月 株式会社ダイヤモンド社DIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー 特任編集委員 就任 (現任)
2017年3月 華道家 (IKERU主宰) (現任)
2019年6月 エムスリー株式会社 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任)
2021年6月 当社 社外取締役 就任 (現任)
2022年11月 株式会社良品計画 社外取締役 就任 (現任)

<重要な兼職の状況>

エムスリー株式会社 社外取締役 (監査等委員)
株式会社良品計画 社外取締役

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

山崎繭加氏は、外資系の経営コンサルタントを経て、米国の経営大学院での勤務を通じて培ってきた経験の他、急成長を続けるベンチャー企業の社外取締役としての経験から、企業経営に関する専門的な知識を有しており、業務執行の監督、また当社の経営全般について、グローバルで多角的な視点から適切な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任後は引き続きその役割を果たしていただくことを期待しています。

候補者
番号

6

た か や ま けん
高山 健

所有する当社株式の数

取締役会への出席状況

取締役在任期間

(1964年6月6日生)

2,400 株

9 回中 8 回 (89%)

3 年



再 任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行

1999年11月 楽天株式会社（現楽天グループ株式会社）常務取締役 就任

2010年2月 同社 最高財務責任者 就任

2015年6月 テクマトリックス株式会社 社外取締役（監査等委員） 就任（現任）

2018年9月 株式会社メルカリ 社外取締役 就任

2018年11月 株式会社メタップス 社外取締役（監査等委員） 就任

2019年5月 株式会社メディアドゥホールディングス（現株式会社メディアドゥ）社外取締役 就任

2022年6月 当社 社外取締役 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

テクマトリックス株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

高山健氏は、金融機関での勤務を経て、日本有数のeコマース企業の最高財務責任者として企業経営にも携わり、特に成長企業の企業経営・ファイナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有することから、戦略的な資金調達をはじめとした当社の経営全般について、有益な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者としました。また、同氏は、現在任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、独立した客観的な立場から、委員会において重要な役割を果たしています。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しています。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

7

ラジット ナンダ
Rajit Nanda

所有する当社株式の数

取締役会への出席状況

取締役在任期間

(1970年9月12日生)

一 株

9回中 8回 (89%)

2年



再 任

社外取締役

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年7月 IFCI(Industrial Finance Corporation of India) Limited 入社

1998年5月 Engie S.A. 入社

2008年9月 同社 Chief Financial Officer for Middle East, Asia and Africa region
就任

2008年12月 ACWA Power Chief Financial Officer 就任

2013年4月 同社 Chief Investment Officer 就任

2020年4月 同社 Chief Portfolio Management Officer 就任

2021年12月 同社 Adviser to CEO & Chairman 就任

2023年6月 当社 社外取締役 就任 (現任)

2023年8月 DataVolt CEO 就任 (現任)

<重要な兼職の状況>

DataVolt CEO

社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

Rajit Nanda氏は、サウジアラビアに拠点を置く大手再生可能エネルギー事業会社において、最高財務責任者や最高投資責任者を歴任し、20年以上にわたり複数国でエネルギー関連事業の開発及び投資に携わってきた豊富な国際経験と高い専門性を活かし、当社が展開する米国及びアジアをはじめとする海外事業開発や新規事業の開拓について、戦略的な視点から有益な助言をいただけるものと判断しました。また、当該企業に在籍時においては、リスク管理委員会のメンバーを務めたほか、当該企業グループ内の保険会社の取締役会においてリスク管理責任者を務めた経験も有しており、リスク管理の専門家として当社の経営リスクに対しても有益な助言をいただけると判断し、社外取締役候補者となりました。選任後は、引き続き上記の役割を果たしていただくことを期待しています。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山崎繭加氏の戸籍上の氏名は、大西繭加です。
3. 当社は、川名浩一氏、島田直樹氏、山崎繭加氏、高山健氏、Rajit Nanda氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 島田直樹氏、山崎繭加氏、高山健氏、Rajit Nanda氏は、いずれも社外取締役候補者です。当社は、社外取締役候補者のいずれも一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しています。なお、島田直樹氏、山崎繭加氏、高山健氏、Rajit Nanda氏は東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料は全額当社が負担しています。各取締役候補者は、既に当該保険契約の被保険者に含まれており、選任後も引き続き被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しています。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役4名のうち、佐田俊樹氏、若松弘之氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて若松弘之氏の選任を、また、新たに結城大輔氏の選任をそれぞれお願いするものです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。選任後の監査役会の構成（予定）及び監査役候補者は次のとおりです。

ご参考 選任後の監査役会の構成（予定）

候補者 番 号		氏 名	現在の当社における地位	監査役在任期間（※）
—	男性	しば た ゆう じ 柴田 雄司	常勤監査役	9年
—	男性	あん どう じゅん いち ろう 安東 淳一郎	常勤監査役	1年
1	再任 男性	わか まつ ひろ ゆき 若松 弘之	社外監査役 独立役員	7年10ヶ月
2	新任 男性	ゆう き だい すけ 結城 大輔	社外監査役 独立役員	—

（※）在任期間は、本総会終結時の年数です。

候補者
番号

1

わか まつ ひろ ゆき
若松 弘之

(1971年9月20日生)

所有する当社株式の数

—

取締役会への出席状況

9回中9回 (100%)

監査役在任期間

7年10ヶ月

監査役会への出席状況

12回中12回 (100%)



再任

社外監査役

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1995年4月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
1998年4月 公認会計士登録
2008年10月 公認会計士若松弘之事務所設立 代表 就任（現任）
2010年6月 株式会社ウィザス 社外監査役 就任
2012年6月 株式会社ミクシィ（現株式会社MIXI）社外監査役 就任
2017年8月 当社 社外監査役 就任（現任）
2018年7月 株式会社ジェネリス設立 代表取締役 就任（現任）
2023年6月 高砂熱学工業株式会社 社外取締役（監査等委員）就任（現任）

<重要な兼職の状況>

公認会計士若松弘之事務所 代表
株式会社ジェネリス 代表取締役
高砂熱学工業株式会社 社外取締役（監査等委員）

社外監査役候補者とする理由

若松弘之氏は、公認会計士として大手監査法人での勤務経験及び上場企業で社外監査役等を務めた経験を通じて、会計に関する専門知識のみならず企業監査に関する専門的で幅広い知識・知見を有していることから、当社の経営全般について監査・監督機能を果たしていただけると判断し、社外監査役候補者となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

2

ゆう き だい すけ
結城 大輔

所有する当社株式の数

—

監査役在任期間

—

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

(1972年7月7日生)



新任

社外監査役

独立役員

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1998年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）

1998年4月 のぞみ総合法律事務所 入所（現任）

2010年5月 米国University of Southern California Gould School of Law (LL.M.)
修了

2012年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録

2015年7月 一般社団法人リーガル・リスクマネジメント研究機構 理事（現代表理事）
（現任）

2015年9月 公認不正検査士登録

2018年3月 株式会社ドラフト 社外取締役 就任（現任）

2021年4月 dely株式会社 社外監査役 就任（現任）

<重要な兼職の状況>

のぞみ総合法律事務所 パートナー

一般社団法人リーガル・リスクマネジメント研究機構 代表理事

株式会社ドラフト 社外取締役

dely株式会社 社外監査役

社外監査役候補者とする理由

結城大輔氏は、弁護士としての活動を通じて、特に企業法務、コンプライアンス、リスク管理、国際法務の分野における豊富な経験と幅広い知識・知見を有していることから、当社の経営全般に対する監査・監督機能を果たしていただけると判断し、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、若松弘之氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定です。また、結城大輔氏の選任が承認された場合、上記責任限定契約を同氏とも締結する予定です。
3. 若松弘之氏、結城大輔氏は、いずれも社外監査役候補者です。当社は、社外監査役候補者のいずれも一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断しています。なお、若松弘之氏は東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、結城大輔氏の選任が承認された場合、新たに同氏を独立役員として届け出る予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の、被

保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料は全額当社が負担しています。監査役候補者のうち、再任の候補者については、既に当該保険契約の被保険者に含まれており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後に被保険者に含まれることとなります。また次回更新時には同内容での更新を予定しています。

(ご参考) <取締役及び監査役候補者の選定の方針とそのプロセスについて>

取締役

【方針】

当社では、取締役会全体の構成において、多様性・知識・経験・能力のバランスが確保されることを考慮の上、取締役候補は、優れた人格・見識と高い倫理観を備え、かつ以下の要件を充たし、その職責を全うすることのできる者を候補者として選定する方針です。

ー社内取締役ー

- ・経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
- ・経営環境、市場の変化を的確に把握し、中長期的な企業価値の向上を実現する経営戦略を策定し、実行できること

ー社外取締役ー

- ・環境・エネルギー分野、企業経営、技術、財務その他の専門分野のいずれかにおいて高い専門性を備えていること
- ・当社の特性をよく理解し、取締役会において適切なリスク管理に基づく監督機能を果たすことができること
- ・独立社外取締役においては、当社が定める独立性判断基準を充足すること

【プロセス】

上記取締役選任方針を踏まえ、代表取締役社長が取締役候補者の選任案を作成し、指名・報酬委員会^(※)での審議を経て、取締役会で決議の上、株主総会に付議することとしています。

(※) 当社では、経営の透明性・客観性を高め、また、取締役及び執行役員の報酬の妥当性を確保するために、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、社外取締役2名、取締役会長及び代表取締役社長で構成されており、半数以上を社外取締役で構成するとともに、委員長は非業務執行取締役より選任しています。

監査役

【方針】

当社では、監査役会全体の構成において、多様性・知識・経験・能力のバランスが確保されることを考慮の上、監査役候補は、優れた人格・見識と高い倫理観を備え、かつ以下の要件を充たし、その職責を全うすることのできる者を候補者として選定する方針です。

- ・監査に必要な財務・会計・法務に関する知識を有し、1名以上は財務・会計に関する十分な知見を有すること
- ・当社の特性をよく理解し、取締役会において適切なリスク管理に基づく監督機能を果たすことができること
- ・社外監査役においては、当社が定める独立性判断基準を充足すること

【プロセス】

上記監査役選任方針を踏まえ、代表取締役社長が監査役会議長である監査役と協議の上、監査役候補者の選任案を作成し、監査役会の同意を得た後、取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2024年6月20日開催の第25回定時株主総会において補欠監査役に選任されました結城大輔氏は、第2号議案（監査役2名選任の件）が原案どおり承認された場合に、監査役として就任することとなります。つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらためて、補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。また、小泉浩一氏の選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

こ いずみ ひろ かず
小泉 浩一

所有する当社株式の数

(1972年5月27日生)

— 株



略歴、地位及び重要な兼職の状況

1996年4月 株式会社東海銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入社
2002年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2006年5月 公認会計士登録
2022年11月 小泉浩一公認会計士事務所設立 代表 就任（現任）

補欠の社外監査役候補者とする理由

小泉浩一氏は、公認会計士としての大手監査法人での勤務経験を通じて、会計に関する専門知識のみならず企業監査に関する専門的で幅広い知識・知見を有していることから、当社の経営全般について監査・監督機能を果たしていただけると判断し、補欠の社外監査役候補者としました。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

- (注) 1. 小泉浩一氏は、補欠の社外監査役候補者です。同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、同氏は、当社が定める独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
2. 当社は、小泉浩一氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を同氏と締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、当該保険の保険料は全額当社が負担しています。小泉浩一氏の選任が承認され、社外監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

＜社外役員の独立性判断基準＞

株式会社レノバ（以下、「当社」という）は、当社の適正なガバナンスの客観性及び透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下、総称して「社外役員」という）の独立性に関する基準を以下のとおり定めます。

当社は、社外役員又は社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下、総称して「当社グループ」という）の出身者（注1）
2. 当社の大株主（注2）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - （ア）当社グループの主要な取引先（注3）
 - （イ）当社グループの主要な借入先（注4）
 - （ウ）当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
5. 当社グループから役員報酬以外に多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（注6）
7. 社外役員の相互就任関係（注7）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（注8）が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き、重要な者（注9）に限る）に該当する者
9. 過去5年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者（本基準において「業務執行者」と総称する）及び過去10年間当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：大株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。大株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの発注先又は受注先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超える者をいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

- （1）当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）が、過去3事業年度の平均で年間1千万円を超えるときを多額という。
- （2）当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の過去3事業年度の平均が、当該団体の前年度の年間総収入金額の2%を超えるときを多額という。

注6：当社グループから過去3事業年度の平均で年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が、法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7：社外役員の相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外取締役又は社外監査役であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外取締役又は社外監査役である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9：重要な者とは、取締役及び執行役員をいう。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

再生可能エネルギーの導入は世界的なエネルギー政策の潮流です。世界各国は再生可能エネルギーの導入に係る取り組みを推進しており、世界の再生可能エネルギー発電設備の新規導入容量は2023年に473GW超となりました（出典：Renewable Energy Policy Network for the 21st Century（本部：パリ）「Renewables 2024 Global Status Report - Global Overview」）。また、ロシア・ウクライナ危機を受けたエネルギー安全保障への意識の高まりにより、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギーシフトが進展しています。足もと、2023年11月に開催されたCOP28（国連気候変動枠組条約第28回締約国会議）で発表した、123カ国が2030年までに世界の再生可能エネルギーの容量を3倍に拡大するという目標を達成するため、2024年11月に開催されたCOP29においては、2030年までに世界全体のエネルギー貯蔵容量を2022年時点の6倍以上となる1,500GWまで拡大することを誓約する等、再生可能エネルギー及び蓄電池等の更なる導入による脱炭素化に向けた動きが活発化しています。

日本国内における再生可能エネルギー導入に向けた動きも加速しています。経済産業省は2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を公表し、再生可能エネルギー電源の比率を50～60%に高めることを参考値として示しました。さらに、日本政府は、2025年2月に第7次エネルギー基本計画を閣議決定し、2040年度の総発電電力量に占める再生可能エネルギー比率を40～50%程度まで高める目標に設定しました。本目標は、同日に閣議決定された地球温暖化対策計画に定められた、2040年度において温室効果ガスを2013年度比で73%削減する目標と整合する形で設定されました。

また、固定価格買取制度（FIT制度）^{Q1}による買い取りが継続して行われる中、2022年度から導入されたFeed in Premium制度（FIP制度）^{Q2}による買い取りも増加しています。

加えて、電力需要家による再生可能エネルギー電力の調達ニーズも高まっています。自社事業の使用電力を再生可能エネルギー由来100%とすることを目指す国際的なイニシアティブであるRE100^{Q3}参加企業による取り組みが積極化しており、電力需要家が発電事業者と直接電力契約を締結するコーポレートPPA^{Q4}の実例も増加しています。さらに、新規電源投資を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達するための長期脱炭素電源オークション^{Q5}が2024年1月より開始されました。加えて、2024年12月、日本政府はGX実行会議の下で取りまとめた「分野別投資戦略」を改定し、2030年に累計14.1～23.8GWhの系統用蓄電池の導入見通しを公表しています。再生可能エネルギーや蓄電池の導入に対する政府の支援姿勢の継続及び電力需要家のニーズの高まりにより、国内再生可能エネルギー及び蓄電池市場はより一層拡大していく見通しです。

当連結会計年度における当社グループの「再生可能エネルギー発電等事業」においては、運転開始済みの太陽光発電所、バイオマス発電所、陸上風力発電所及び地熱発電所（合計設備容量約970.5MW）はいずれも設備の大きなトラブル等なく、発電量が順調に推移しました。2025年1月に合同会社御前崎港バイオマスエナジー（出力74.95MW。発電端出力ベースの発電容量）が営業運転を開始、さらにNon-FIT（法人間のPPA、FIP等）による小規模分散型の太陽光発電所も順次運転を開始したことで、発電量は順調に増加しました。当社の連結子会社

である徳島津田バイオマス発電所合同会社が保有する徳島津田バイオマス発電所は、長期間の安定稼働に向けて設備の恒久対策工事を進めておりましたが、工事が完了し、2024年12月22日に通常操業を再開しました。2025年5月現在、安定した稼働を続けています。なお、2025年2月には、当社の持分法適用会社であった合同会社御前崎港バイオマスエナジーの出資持分を追加取得（出資比率56.0%）し、当社の連結子会社としました。また、2025年3月の運転開始に向けて試運転を進めていた合同会社唐津バイオマスエナジーは長期間の安定稼働に向けたボイラ・タービン設備の調整等に時間を要しているため、営業運転開始時期を2025年9月中（予定）に変更しました。合同会社唐津バイオマスエナジーは国内需要家とPPAを締結済みであり、運転開始とともにPPAに基づく売電開始を予定しています。

「開発・運営事業」においては、引き続き、国内外の新たな発電所・蓄電所の建設及び開発が進捗しています。2023年度長期脱炭素電源オークションにおいて選定された系統用蓄電所3ヵ所（北海道苫小牧市、北海道白老郡白老町、静岡県周智郡森町睦実）は、2025年2月に金融機関との間で融資関連契約を締結し、着工に向けた準備を進めています。さらに、2024年12月、米国テキサス州における蓄電事業の70%の持分を取得する契約を締結し、2028年の運転開始を目指して開発を進めています。加えて、資本業務提携先であるPathway Power社の太陽光・蓄電池ハイブリット事業（太陽光150MW+蓄電池150MW）に参画し、2029年の運転開始を目指して開発を進めています。また、Non-FIT（法人間のPPA、FIP等）による再生可能エネルギー発電事業においては、RE100に取り組む企業や小売電気事業者等との間でコーポレートPPAの締結が進捗しています。当社グループが新たに開発する太陽光発電所において発電した電力に付随する非FIT非化石証書に関し、2024年10月に国内需要家に対して最大計約36MWを、期間20年の固定価格で直接販売する環境価値売買契約を締結しました。この契約により、当社のNon-FIT太陽光によるコーポレートPPAの契約設備容量は合計で207MWとなりました。

Qの文言は、用語解説を66ページに掲載しています。

事業報告

加えて、建設着工済み又は運転開始済みの発電所SPC^{Q6}からは、定常的な運営管理報酬^{Q7}及び配当・匿名組合分配益^{Q8}を享受しています。

また、2024年4月1日の当社取締役会において、東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」といいます。）との間で資本業務提携契約を締結すること、及び東京ガスに対する第三者割当による新株式の発行を行うことについて決議し、2024年4月17日に払込手続きが完了いたしました。国内の陸上風力発電事業の開発、小規模分散型のNon-FIT太陽光発電事業の電力の販売、バイオマス発電事業における燃料・オペレーション、さらに蓄電事業での協業を進めています。

これらの結果を受けた、当連結会計年度における経営成績は次のとおりです。

(単位：百万円)

	2024年 3月期	2025年 3月期	増減	増減率 (%)	増減の主要因
売上収益	44,748	70,246	25,498	57.0	①徳島津田バイオマス発電所合同会社の売電収入減少 (△1,289) (注)4 ②前期における複数のバイオマス発電所の運転開始と連結化 (+23,199) (注)5、6 ③合同会社御前崎港バイオマスエナジーの運転開始と連結化 (+1,490) (注)7 ④事業開発報酬の増加 (+1,655)
EBITDA (注) 1,3	16,712	23,307	6,595	39.5	①前期におけるバイオマス発電所の完工遅延損害賠償金の計上 (△2,633) ②徳島津田バイオマス発電所合同会社の前期における試運転売電収入の計上及び当期における補修作業等による減少 (△1,039) (注)4 ③前期における複数のバイオマス発電所の運転開始と連結化 (+7,305) (注)5、6 ④合同会社御前崎港バイオマスエナジーの運転開始と連結化 (+611) (注)7 ⑤事業開発のための経費の増加 (△1,125) ⑥事業開発報酬の増加 (+1,655) ⑦前期におけるキアンガン水力発電事業における関連会社出資持分の損失計上 (+1,223)
EBITDA マージン (%) (注) 2,3	37.3	33.2	△4.2	－	
営業利益	5,018	4,066	△951	△19.0	①前期におけるバイオマス発電所の完工遅延損害賠償金の計上 (△2,633) ②徳島津田バイオマス発電所合同会社の前期における試運転売電収入の計上及び当期における補修作業等による減少 (△3,325) (注)4 ③前期における複数のバイオマス発電所の運転開始と連結化 (+2,719) (注)5、6 ④合同会社御前崎港バイオマスエナジーの運転開始と連結化 (+205) (注)7 ⑤事業開発のための経費の増加 (△1,125) ⑥事業開発報酬の増加 (+1,655) ⑦前期におけるキアンガン水力発電事業における関連会社出資持分の損失計上 (+1,223)

	2024年 3月期	2025年 3月期	増減	増減率 (%)	増減の主要因
親会社の所有者に 帰属する当期利益	8,857	2,687	△6,170	△69.7	①前期におけるバイオマス発電所の完工遅延損害賠償金の計上 (△1,293) ②徳島津田バイオマス発電合同会社の前期における試運転売電収入の計上及び当期における補修作業等による減少 (△1,808) (注)4 ③前期における複数のバイオマス発電所の運転開始と連結化 (+496) (注)5、6 ④合同会社御前崎港バイオマスエナジーの企業結合に伴う再測定による利益の計上 (+4,428) (注)7 ⑤前期における合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジーの企業結合に伴う再測定による利益の計上 (△5,236) ⑥合同会社社の都バイオマスエナジーの企業結合に伴う再測定による利益の計上 (△3,364) ⑦事業開発のための経費の増加 (△1,125) ⑧前期におけるキアンガン水力発電事業における関連会社出資持分の損失計上 (+1,223) ⑨事業開発報酬の増加 (+1,133)

- (注) 1. EBITDA=売上収益－燃料費－外注費－人件費＋持分法による投資損益 ＋その他の収益・費用
燃料費は、連結損益計算書における燃料費より、下記の影響額を調整しています。なお、当連結会計年度における調整額は△2,728百万円です。
・当社が企業結合したバイオマス発電所が保有する為替予約について、企業結合時の包括利益累計額が消去された影響
2. EBITDAマージン=EBITDA/売上収益
3. EBITDAはNon-GAAP指標です。
4. 前第3四半期連結会計期間より、徳島津田バイオマス発電所合同会社が運転を開始しました。
5. 前第3四半期連結会計期間より、合同会社社の都バイオマスエナジーが運転を開始しました。
6. 前第4四半期連結会計期間より、合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジーが運転を開始しました。
7. 当第4四半期連結会計期間より、合同会社御前崎港バイオマスエナジーが運転を開始しました。

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。各セグメントの業績数値につきましては、セグメント間の内部取引高等を含めて表示しています。また、セグメント利益は、EBITDAにて表示しています。再生可能エネルギー事業は多額の初期投資を必要とする事業であり、全体の費用に占める減価償却費等の償却費の割合が大きい傾向にあります。当社グループでは、一過性の償却費負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大を目指すべく、もって株式価値の向上に努めています。そのため、業績指標として金利・税金・償却前利益であるEBITDAを重視しています。

(報告セグメントごとの売上収益)

(単位：百万円)

	2024年 3月期	2025年 3月期	増減額	増減率 (%)	増減の主要因
再生可能エネルギー 発電等事業	44,331	68,292	23,961	54.0	①徳島津田バイオマス発電所合同会社の売電収入減少 (△1,289) ②前期における複数のバイオマス発電所の運転開始と連結化 (+23,199) ③合同会社御前崎港バイオマスエナジーの運転開始と連結化 (+1,490)
開発・運営事業	2,994	6,102	3,108	103.8	①匿名組合分配益の増加 (+294) ②事業開発報酬の増加 (+2,700)
調整額	△2,578	△4,148	△1,570	－	①開発報酬に係る未実現利益消去 (△1,045)
連結計算書類計上額	44,748	70,246	25,498	57.0	

(報告セグメントごとの利益又は損失) (注)

(単位：百万円)

	2024年 3月期	2025年 3月期	増減額	増減率 (%)	増減の主要因
再生可能エネルギー 発電等事業	22,228	26,823	4,595	20.7	①前期におけるバイオマス発電所の完工遅延損害賠償金の計上 (△2,633) ②徳島津田バイオマス発電合同会社の前期における試運転売電収入の計上及び当期における補修作業等による減少 (△1,039) ③前期における複数のバイオマス発電所の運転開始と連結化 (+7,305) ④合同会社御前崎港バイオマスエナジーの運転開始と連結化 (+611)
開発・運営事業	△1,777	537	2,313	—	①事業開発のための経費の増加 (△1,125) ②事業開発報酬の増加 (+2,700) ③前期におけるキアンガン水力発電事業における関連会社出資持分の損失計上 (+1,223)
セグメント間 取引消去	△3,740	△4,052	△313	—	
EBITDA	16,712	23,307	6,595	39.5	

(注) セグメント利益は、売上収益から燃料費、外注費、人件費を差し引き、持分法による投資損益、並びにその他の収益・費用を加算したEBITDA (Non-GAAP指標) にて表示しています。

燃料費は、連結損益計算書における燃料費より、下記の影響額を調整しています。なお、当連結会計年度における調整額は△2,728百万円です。

・当社が企業結合したバイオマス発電所が保有する為替予約について、企業結合時の包括利益累計額が消去された影響

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に、当社及び当社の連結子会社において実施した設備投資は、4,559百万円です。これは主に、当社の連結子会社である第一太陽光発電合同会社において固定資産を取得したことによる支出です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループは、金融機関からの借入により24,420百万円を、前述の東京ガスに対する第三者割当による新株式の発行により17,816百万円の資金調達を実行しています。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項は、(1) 当連結会計年度の事業の状況①事業の経過及びその成果、(3) 重要な子会社の状況及び(4) 主要な事業内容にて記載しています。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況 IFRS

区 分		第23期 2022年3月期	第24期 2023年3月期	第25期 2024年3月期	第26期 当連結会計年度 2025年3月期
売上収益	(百万円)	29,207	33,581	44,748	70,246
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	1,581	2,678	8,857	2,687
基本的1株当たり当期利益	(円)	20.25	34.07	112.32	29.85
資産合計	(百万円)	296,223	303,377	465,399	530,051
資本合計	(百万円)	52,441	64,731	105,698	133,424
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	406.08	545.93	861.06	985.28

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第23期 2022年3月期	第24期 2023年3月期	第25期 2024年3月期	第26期 当事業年度 2025年3月期
売上高	(百万円)	3,618	4,050	2,945	6,061
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	△1,748	730	△1,776	△293
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	△6,645	3,440	△1,743	△483
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△85.08	43.77	△22.11	△5.37
総資産	(百万円)	50,816	56,594	57,115	72,502
純資産	(百万円)	9,802	13,242	11,838	28,682
1株当たり純資産	(円)	122.85	166.18	148.99	316.52

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権 もしくは匿名 組合預り金の 拠出割合 ^{※1}	主要な事業内容
株式会社レノバ・ アセット・マネジメント	9百万円	100.0%	再生可能エネルギー発電等事業に関する支援を行っています
株式会社水郷潮来ソーラー	90	68.0	太陽光発電事業を行っています
株式会社富津ソーラー	90	51.0	太陽光発電事業を行っています
株式会社菊川石山ソーラー	90	63.0	太陽光発電事業を行っています
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	90	61.0	太陽光発電事業を行っています
九重ソーラー匿名組合事業	－	100.0	太陽光発電事業を行っています
那須塩原ソーラー匿名組合事業	－	100.0	太陽光発電事業を行っています
大津ソーラー匿名組合事業	－	100.0	太陽光発電事業を行っています
那須烏山ソーラー匿名組合事業	－	100.0	太陽光発電事業を行っています
軽米西ソーラー匿名組合事業	－	100.0	太陽光発電事業を行っています
軽米東ソーラー匿名組合事業	－	100.0	太陽光発電事業を行っています
軽米尊坊ソーラー匿名組合事業	－	55.0	太陽光発電事業を行っています
ユナイテッドリニューアブルエナジー 株式会社 ^{※2}	30	69.2	バイオマス発電事業を行っています
刈田バイオマスエナジー株式会社	2,161	53.1	バイオマス発電事業を行っています
徳島津田バイオマス発電所 合同会社	0	64.4	バイオマス発電事業を行っています
RENOVA RENEWABLES ASIA PTE. LTD.	10,309	100.0	海外事業の開発及び投資の管理を行っています
第一太陽光発電合同会社	1	100.0	太陽光発電事業を行っています
人吉ソーラー匿名組合事業	－	100.0	太陽光発電事業を行っています
合同会社社の都バイオマスエナジー	1	60.0	バイオマス発電事業を行っています
合同会社石巻ひばり野 バイオマスエナジー	1	51.0	バイオマス発電事業を行っています
合同会社御前崎港 バイオマスエナジー	1	56.0	バイオマス発電事業を行っています

※1 株式会社及び合同会社については議決権比率、匿名組合事業については匿名組合預り金の拠出割合を記載しています。

※2 当社は、ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社（以下「UREJ」）に対して、当社子会社である千秋ホールディングス株式会社（以下「千秋HD」）を通じて出資しており、当社によるUREの実質持分（千秋HDが保有するUREの株式に対して、当社が保有する千秋HDの持株比率を乗じ、当社が直接保有するとみなして算出したURE持株比率）は35.3%です。

(4) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、「グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する」という経営理念のもと、太陽光発電、バイオマス発電、陸上・洋上風力発電、地熱発電、水力発電等の複数種類電源（マルチ電源）の発電所を開発し、所有・運営することを事業の目的としています。そして、上記に留まらず、蓄電池、アンモニア・水素等を含む新燃料等、グリーン・トランスフォーメーション事業（以下、「GX事業」という）を推進しています。

当社グループは、(Ⅰ) 長期にわたる再生可能エネルギー発電所及び蓄電所の所有と当該発電所及び蓄電所による売電（「再生可能エネルギー発電等事業」）及び(Ⅱ) 新たな発電所及び蓄電所の開発と運転開始済み発電所及び蓄電所の運営管理（「開発・運営事業」）を主な事業として取り組んでいます。当社グループは、当社に加え、運転開始済みの発電所を運営又は管理する連結子会社19社、持分法適用会社4社を中心に構成されています。

① 市場の概要

（再生可能エネルギー及びGX業界の概観）

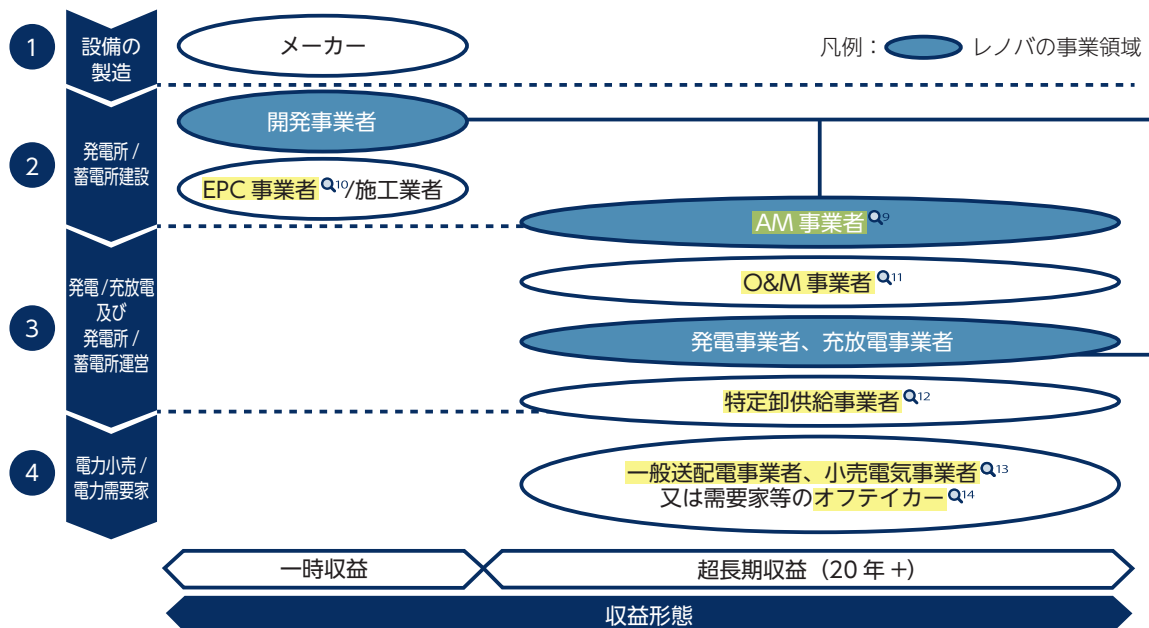
再生可能エネルギーの活用は世界的なエネルギー政策の潮流です。日本政府は国内における再生可能エネルギーの活用を推進するために、FIT制度を導入しています。また、政府は価格や需給を意識した効率的な発電や売電を促し、再生可能エネルギー由来の電気が適切に市場で取引できる環境を整えることを目的として、2022年4月からFIP制度を導入しました。当該制度は、再生可能エネルギー発電事業者が卸電力取引市場や相対取引で自ら売電し、市場価格をふまえて算定される一定のプレミアムを受け取る制度です。さらに、昨今では電力需要家による再生可能エネルギー電力の調達ニーズの高まりを受け、電力需要家が発電事業者と直接電力契約を締結するコーポレートPPAの実例も増加しています。

日本政府は、2020年12月に公表した2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略や2025年2月に閣議決定された第7次エネルギー基本計画等を踏まえ、再生可能エネルギー電源の導入に関する大きな目標を掲げています。加えて、2024年12月、政府はGX実行会議の下で取りまとめた「分野別投資戦略」を改定し、2030年に累計14.1～23.8GWhの系統用蓄電池の導入見通しを公表しています。今後も再生可能エネルギー及び蓄電池市場の更なる拡大が期待されています。

(当社グループの事業領域)

当社グループが手掛ける事業は（Ⅰ）長期にわたる再生可能エネルギー発電所及び蓄電所の所有と当該発電所及び蓄電所による売電（「再生可能エネルギー発電等事業」）及び（Ⅱ）新たな発電所及び蓄電所の開発と運転開始済み発電所及び蓄電所の運営管理（「開発・運営事業」）であり、下記の図のとおり位置づけられます。

【当社グループの事業領域】



② 再生可能エネルギー発電等事業

「再生可能エネルギー発電等事業」は、当社の連結子会社及び関連会社が所有・運営する再生可能エネルギー発電所が発電した電力及び当該電力由来の環境価値を、FIT制度、FIP制度、又は売電契約に則りオフテイカーに販売する事業です。当社グループは「開発・運営事業」において開発した発電所を連結子会社又は関連会社として長期にわたり所有し、当該発電所が発電した電力や当該電力由来の環境価値の販売収入を「再生可能エネルギー発電等事業」の収益として計上しています。FIT制度、FIP制度や売電契約に基づいた事業については、制度や契約等の定めにより、所定の買取期間にわたり売電価格が固定されるため、「再生可能エネルギー発電等事業」は長期的に安定した収益が見込まれます。

現在、当社グループは、2025年3月31日時点において、大型太陽光発電に関しては連結子会社12社、小規模分散型太陽光発電に関しては連結子会社1社、バイオマス発電に関しては連結子会社6社、陸上風力発電に関しては持分法適用会社3社、地熱発電に関しては持分法適用会社1社にて発電・売電及び環境価値の販売を行っています。現在運転中の発電所の概要は以下のとおりです。

【運転中の太陽光発電所一覧】（2025年3月31日現在）

出資先名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	運転 開始時期	FIT制度	Non-FIT
株式会社 水郷潮来ソーラー	同左	茨城県 潮来市	68.0% (連結)	15.3	40円	2014年2月	●	
株式会社 富津ソーラー	同左	千葉県 富津市	51.0% (連結)	40.4	40円	2014年7月	●	
株式会社 菊川石山ソーラー	同左	静岡県 菊川市	63.0% (連結)	9.4	40円	2015年2月	●	
株式会社 菊川堀之内谷 ソーラー	同左	静岡県 菊川市	61.0% (連結)	7.5	40円	2015年2月	●	
九重ソーラー 匿名組合事業	合同会社 九重ソーラー	大分県 玖珠郡九重町	100.0% (連結)	25.4	40円	2015年5月	●	
那須塩原ソーラー 匿名組合事業	合同会社 那須塩原ソーラー	栃木県 那須塩原市	100.0% (連結)	26.2	40円	2015年9月	●	
大津ソーラー 匿名組合事業	合同会社 大津ソーラー	熊本県 菊池郡大津町	100.0% (連結)	19.0	36円	2016年4月	●	
四日市ソーラー 匿名組合事業 ^{※3}	合同会社 四日市ソーラー	三重県 四日市市	20.0%	21.6	36円	2019年3月	●	
那須烏山ソーラー 匿名組合事業	合同会社 那須烏山ソーラー	栃木県 那須烏山市	100.0% (連結)	19.2	36円	2019年5月	●	
軽米西ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米西ソーラー	岩手県 九戸郡軽米町	100.0% (連結)	48.0	36円	2019年7月	●	
軽米東ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米東ソーラー	岩手県 九戸郡軽米町	100.0% (連結)	80.8	36円	2019年12月	●	
軽米尊坊ソーラー 匿名組合事業	合同会社 軽米尊坊ソーラー	岩手県 九戸郡軽米町	55.0% (連結)	40.8	36円	2021年10月	●	
第一太陽光発電 合同会社	同左	東京都 中央区	100.0% (連結)	-	非公表	2023年 1月以降順次		●
人吉ソーラー 匿名組合事業	合同会社 人吉ソーラー	熊本県 人吉市	100.0% (連結)	20.8	36円	2023年6月	●	

(注) 1. 出力はモジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記です。

2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各年度の期間内にFIT制度に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間（20年間）に適用される固定の電力買取価格（消費税抜）を示しています。

3. 当社は2022年4月に四日市ソーラー匿名組合事業の出資持分の一部を譲渡し、連結対象及び持分法適用対象外としました。

【運転中のバイオマス発電所一覧】（2025年3月31日現在）

出資先名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	運転 開始時期	FIT制度	Non-FIT
ユナイテッド リニューアブル エナジー株式会社	同左	秋田県 秋田市	69.2% (連結)	20.5	固定PPA	2016年7月		●
荏田バイオマス エナジー株式会社	同左	福岡県 京都郡 荏田町	53.1% (連結)	75.0	24円/32円	2021年6月	●	
合同会社社の都 バイオマスエナジー	同左	宮城県 仙台市	60.0% (連結)	74.95	24円/32円	2023年11月	●	
徳島津田バイオマス 発電所合同会社	同左	徳島県 徳島市	60.8% (連結)	74.8	24円/32円	2023年12月	●	
合同会社石巻ひばり 野バイオマスエナジ ー	同左	宮城県 石巻市	51.0% (連結)	74.95	固定PPA	2024年3月		●
合同会社御前崎港 バイオマスエナジー	同左	静岡県 御前崎市及び 牧之原市	56.0% (連結)	75.0	24円/32円	2025年1月	●	

- (注) 1. 出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。
2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各年度の期間内にFIT制度に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間（20年間）に適用される固定の電力買取価格（消費税抜）を示しています。
3. バイオマス発電事業の買取価格は、間伐材等由来の木質バイオマスが32円/kWh、一般木質等バイオマスが24円/kWhです。
4. 当社はUREに対して、当社子会社である千秋HDを通じて出資しており、当社によるUREの実質持分（千秋HDが保有するUREの株式に対して、当社が保有する千秋HDの持株比率を乗じ、当社が直接保有するとみなして算出したURE持株比率）は35.3%です。
5. 徳島津田バイオマス発電所合同会社の配当比率は、70.4%です。
6. 合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジーの配当比率は、62.93%です。
7. 合同会社御前崎港バイオマスエナジーの配当比率は、75.0%です。

【運転中の陸上風力発電所一覧】（2025年3月31日現在）

出資先名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	運転 開始時期	FIT制度	Non-FIT
LIEN LAP WIND POWER JOINT STOCK COMPANY	同左	ベトナム フアンチ省	40.0% (持分法)	48.0	8.5cents (US\$)	2021年10月	●	
PHONG HUY WIND POWER JOINT STOCK COMPANY	同左	ベトナム フアンチ省	40.0% (持分法)	48.0	8.5cents (US\$)	2021年10月	●	
PHONG NGUYEN WIND POWER JOINT STOCK COMPANY	同左	ベトナム フアンチ省	40.0% (持分法)	48.0	8.5cents (US\$)	2021年10月	●	

- (注) 1. 出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。

【運転中の地熱発電所一覧】（2025年3月31日現在）

出資先名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	運転 開始時期	FIT制度	Non-FIT
株式会社 南阿蘇湯の谷地熱	同左	熊本県 阿蘇郡 南阿蘇村	30.0% (持分法)	2.0	40円	2023年3月	●	

(注) 1. 出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。

③ 開発・運営事業

「開発・運営事業」は、デベロッパーとして、新しい発電所や蓄電所等（以下、発電所等）の企画・開発及び建設管理を行い、その後の運営・管理も行う事業です。

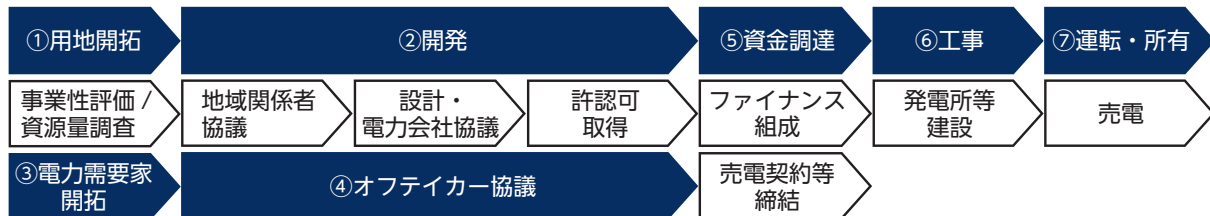
当社はプロジェクトを遂行するSPCを設立し、資金的な制約の中で複数のプロジェクトへの投資を実現させるため、発電所等の着工時点は、当社出資比率を原則として持分法適用水準としています。同時に、運転開始後の売電による安定したキャッシュ・フローを享受すべく持分比率を向上させるための買い増し権（コールオプション）を保有する方針です。発電所等の保守・運営の実務はO&M事業者が行い、SPCの運営管理は当社及び当社グループのAM事業者が行います。

「開発・運営事業」は、当社が主導又は参画して開発する再生可能エネルギー発電所等の開発成功時に発電所等を所有するSPC又は共同スポンサーから支払われる報酬（事業開発報酬）、発電所等の建設・運営管理に係る報酬（運営管理報酬）及び発電所等を所有することに伴う配当・匿名組合分配益を収益としています。年間の事業開発報酬の総額は新規発電所の開発状況により変化します。そのため「開発・運営事業」の業績は、「再生可能エネルギー発電等事業」と異なり大きく変動する傾向にあります。

（事業開発から運転開始までの流れの概要と当社の役割）

再生可能エネルギー発電所等の事業開発から運転までの流れは、新たな事業候補の「用地開拓」、事業用地確保・発電所等の設計・許認可取得等の「開発」、「電力需要家開拓」、「オフテイカー協議」、出資・融資両面での「資金調達」、発電所等の「工事」及び「運転・所有」に大別されます。

【再生可能エネルギー発電所等の事業開発における一般的なプロセス】



(注) 上記は開発プロセスの代表的な例示であり、国・地域、電源種、各案件の個別要因等によって異なる場合があります。

事業報告

(開発中の事業)

当社グループの開発中の事業に係る進捗評価基準は次のとおりです。事業の進捗度合いに応じて、①ファイナンス関連契約及びプロジェクト関連契約を締結した「建設中事業」、②開発が一定程度進捗している「推進中事業」、③一定の事業性が確認され、経営資源を投下の上での事業開発の推進が認められた「先行投資事業」と分類しています。

事業開発が成功し各発電所等の運転開始に至る確率は、①建設中事業が最も高く、②推進中事業は今後の開発進捗に伴い計画が変更又は中止となる可能性があり、③先行投資事業は今後の調査検討に伴い中止となる可能性が相応にあります。

【開発中の事業の分類】(2025年3月31日現在)

①建設中事業	②推進中事業	③先行投資事業
・ローン契約締結 ・EPC契約締結	下記全項目の一定の蓋然性を確認済み ・事業用地利用 ・系統接続 ・売電契約締結 ・主要許認可取得	・一定の事業性に関する確認 ・開発に必要な先行投資を開始済み

(注) 1. 国・地域による規制の相違、電源種による開発プロセスや事業性確保に向けた条件の相違、及び各事業の個別要因等により、事業の分類の判断基準が上記と必ずしも一致しない場合があります。
2. 建設中事業には、ローン契約・EPC契約締結済みの着工準備中の事業も含まれます。

当社は主に太陽光発電、陸上風力発電、蓄電事業等の種別毎に専属チームを立ち上げ、国内外で複数事業の事業開発を進めています。

なお、開発中の事業は当社が主導して開発を実施し、SPCに対する出資持分についても当社が筆頭の出資者となる「当社主導」事業と、パートナー企業と共同で事業を開発する「共同推進」事業に分類しています。

【開発中の事業一覧 ①建設中事業】（2025年3月31日現在）

出資先名称	事業者	所在地	出資割合 (連結区分)	出力 (MW)	買取価格（税別） (1kWhあたり)	建設 着手時期	FIT制度	Non-FIT	その他
合同会社唐津 バイオマスエナジー	同左	佐賀県 唐津市	35.0% (持分法)	49.9	固定PPA	2021年8月		●	
KIANGAN MINI HYDRO CORPORATION	同左	フィリピン イフガオ州	40.0% (持分法)	8.3	5.87 PHP	2021年4月	●		
苓北風力合同会社	同左	熊本県 天草郡 苓北町	38.0% (持分法)	54.6	21円	2023年3月	●		
福島復興風力 合同会社	同左	福島県 田村市他	10%未満	約147	固定PPA	2022年4月		●	
姫路蓄電池 匿名組合事業	合同会社 姫路蓄電所	兵庫県 姫路市	22.0% (持分法)	15.0	市場価格	2023年8月			市場 取引
アールツー蓄電所 合同会社	同左	東京都 中央区	39.0% (持分法)	215.0	容量確保 契約金額	2026年度中			LTDA

- (注) 1. 太陽光の出力はモジュールベース（太陽電池モジュール最大出力の和）の設備容量表記です。また、バイオマスの出力は発電端出力ベースの設備容量表記です。なお、出力規模は今後の詳細設計に伴い変動する可能性があります。
2. 買取価格は、売電先との実際の契約価格ではなく、各発電設備に対して再エネ特措法に基づき適用されている固定買取価格（消費税法）を示しています。
3. 合同会社唐津バイオマスエナジー及び福島復興風力合同会社の買取価格は、需要家とのPPAに基づく長期間にわたる固定価格となります。
4. 当社は唐津バイオマス事業に関して、他の出資者（共同スポンサー）と出資を行っています。当社は2025年3月31日現在において、当該事業の出資者間契約に基づき発電所竣工後、共同スポンサーの出資持分（出資比率16.0%分）を買い増す権利を有しています。当該権利を行使した場合には、当社の議決権所有割合は51.0%となります。なお、当発電所の竣工は2025年9月を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
5. フィリピン共和国イフガオ省キアンガンにおけるKIANGAN MINI HYDRO CORPORATIONの買取価格は、小水力発電に関するFIT対象枠の残存期間中に運転開始した場合の想定FIT単価です。
6. 福島復興風力合同会社は2025年3月31日に完工し、同年4月2日よりFIP制度に基づく商業運転を開始しました。
7. アールツー蓄電所合同会社は、2023年度長期脱炭素電源オークションにおいて選定された系統用蓄電所3カ所（北海道苫小牧市、北海道白老郡白老町、静岡県周智郡森町睦実）を着工準備中です。当社は2025年3月31日現在において、当該事業の出資者間契約に基づき長期脱炭素電源オークションの制度適用以降、共同スポンサーの出資持分（出資比率48.0%分）を買い増す権利を有しています。当該権利を行使した場合には、当社の議決権所有割合は87.0%となります。なお、当蓄電所の竣工は2028年度中を予定していますが、工事の進捗により前後する可能性があります。
8. LTDA: 長期脱炭素電源オークション（Long Term Decarbonization Power Source Auction）は、国全体で必要となる脱炭素電源の容量確保のため、再生可能エネルギーや蓄電池などの新設・リプレース/改修を入札対象とした制度で、電力広域的運営推進機関より、原則20年間、設備容量に落札金額を乗じた容量確保契約金額が支払われます。落札金額については、物価変動分が制度適用期間の年度ごとに毎年補正される仕組みとなっています。
9. 上記6事業のうち、「共同推進」事業であるKIANGAN MINI HYDRO CORPORATION、福島復興風力合同会社及び姫路蓄電池匿名組合事業における事業以外の事業は「当社主導」事業です。

【開発中の事業一覧 ②推進中事業】（2025年3月31日現在）

地域／電源	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	環境アセスメント	事業推進形態 (当社主導／共同推進)
非開示（国内） (蓄電池)	30	-	該当無し	当社主導
フィリピン (太陽光)	90	-	-	共同推進
米国 (蓄電池)	200	-	-	当社主導
米国 (蓄電池＋太陽光)	(蓄電池) 150 (太陽光) 150	-	-	共同推進

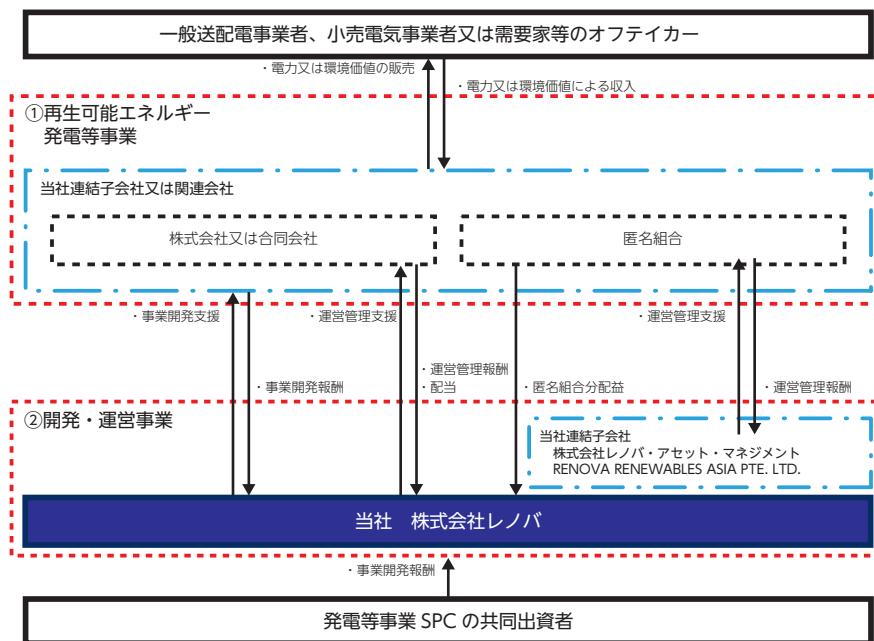
(注) 1. 推進中事業の一覧表は、2025年3月31日現在において、一般公知となった代表的な事業に限定したものであり、このほかに開発中の未公表事業があります。

【開発中の事業一覧 ③先行投資事業】（2025年3月31日現在）

地域／電源	出力 (MW)	買取価格 (1kWhあたり) (税別)	環境アセスメント	事業推進形態 (当社主導／共同推進)
北海道 (陸上風力)	80	-	配慮書 完了	当社主導
秋田県 (陸上風力)	80	-	配慮書 完了	当社主導
青森県 (陸上風力)	170	-	配慮書 完了	当社主導
非開示（国内） (蓄電池)	80	-	該当無し	当社主導
韓国 (陸上風力)	40	-	-	当社主導
フィリピン (陸上風力)	50	-	-	当社主導
フィリピン (太陽光)	60	-	-	共同推進

(注) 1. 先行投資事業の一覧表は、2025年3月31日現在において、一般公知となった代表的な事業に限定したものであり、このほかに開発中の未公表事業があります。

【事業系統図】（2025年3月31日現在）



(5) 対処すべき課題

当社グループは次の「ミッション／経営理念」、「ビジョン／目指すべき企業の姿」及び「コミットメント／経営原則」を掲げています。

■ミッション／経営理念

グリーンかつ自立可能なエネルギー・システムを構築し重要な社会的課題を解決する

■ビジョン／目指すべき企業の姿

日本とアジアにおけるエネルギー変革のリーディング・カンパニーとなること

■コミットメント／経営原則

地球：人類と地球の、永遠の共生に貢献します

地域：歴史と文化を尊重し、新たな価値を共に創ります

顧客：経済的で環境にやさしいエネルギーを供給します

株主：株式価値を持続的に創出します

社員：有能な人材を集結し、エキサイティングな自己実現の機会を提供します

上記の達成のため、当社グループは現在、次の5点を重視した経営を行っています。

当社グループの経営方針

① 再生可能エネルギーへ中長期的にフォーカスする

脱炭素化と再生可能エネルギーの導入拡大は世界の潮流です。日本では、2020年12月に経済産業省が「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を公表し、電力部門の脱炭素化を実現する方策の1つとして、再生可能エネルギーを最大限導入することを掲げました。さらに、日本政府は、2025年2月、2040年度の再生可能エネルギーの比率を40～50%とする「第7次エネルギー基本計画」と温室効果ガスを2013年度比で73%削減する「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。当社グループは、この成長市場である再生可能エネルギー市場において、中長期的に事業を拡大させていきます。

② 独立系企業として国内外において電源開発とGX事業を推進する

当社グループは、太陽光発電、バイオマス発電、陸上・洋上風力発電、地熱発電及び水力発電等の複数種類電源（マルチ電源）を保有・開発しておりますが、今後は、太陽光発電、陸上風力発電、蓄電事業を集中的に開発することを志向しています。FIT制度だけに依拠せず、再生可能エネルギー電力の調達ニーズが高まっている電力需要家に対して直接電力を販売するコーポレートPPAによる事業も促進し、更なる発電容量の増加を目指していきます。当社グループは、蓄電事業やアンモニア・水素等を含む新燃料等、GX事業も検討・開始しており、当社系統用蓄電事業第一号案件の姫路蓄電所が2023年8月に建設を開始しました。さらに、2025年2月に2023年度長期脱炭素電源オークションにおいて選定された系統用蓄電所3カ所（北海道苫小牧市、北海道白老郡白老町、静岡県周智郡森町睦実）は着工に向けた準備を進めています。加えて、米国テキサス州においては、蓄電事業の持分を70%取得する契約を締結しました。2028年の運転開始を目指して、開発を進めています。さらに、資本業務提携先であるPathway Power社の太陽光・蓄電池ハイブリット事業（太陽光150MW+蓄電池150MW）に参画し、2029年の運転開始を目指して開発を進めています。

③ エンジニアリングと主要な開発業務を内製化し、高い収益性を追求する

事業開発の成功確度向上や高収益化を実現し、かつスピーディーな開発の推進を行うため、当社はエンジニアリングをはじめとした事業開発における重要なプロセスにおいて各分野のスペシャリストを社内に擁し、高付加価値業務を内製化する方針です。

④ 安定したキャッシュ・フローを新規事業の開発及び既存事業の内部成長のために積極的に再投資する

当社グループは既存の発電所等から長期に得られる強固なキャッシュ・フローを新規の事業開発に積極的に再投資し、持続的成長を図ることで企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めていきます。

⑤ 地域との共生・共創により、長期的な発展を目指す

当社グループは、各地に広がる再生可能エネルギー発電所等を長期にわたって所有・運営していきます。また、再生可能エネルギーとは本来それが存在する地域の資源であり、発電所等はその資源を活用させていただいているという視点を、当社グループは大事にしています。

当社グループは、2025年3月31日現在、運転中・建設中の発電所等の合計出力が約1.5GWとなり、本邦有数の事業規模に成長しました。今後、運転開始済み発電所等の合計出力が4GW（=4,000MW）超となることを中期的な通過点と捉え、引き続き国内外における積極的な先行投資と事業開発を継続し、更なる成長を目指す方針です。

事業規模と事業展開地域の拡大に伴い、より高度な経営管理体制の構築が求められる中、当社グループでは以下の項目に取り組んでいきます。

当社グループの経営課題

① 持続的な成長に向けた、新たな発電等事業の開拓と実現

当社グループは、前述のとおり、国内外において引き続き事業の開発を行っています。「エネルギー変革のリーディング・カンパニー」となるために、新たな再生可能エネルギー発電等事業の継続的な開拓、蓄電池等を含めたグリーン・トランスフォーメーション事業等による事業領域の拡大を行い、もって持続的な成長を実現していくことが重要な経営課題であると認識しています。

そのため、当社グループは、国内外でのマルチ電源の開拓・開発に経営資源を重点的に配分しています。有望な案件を開拓し、収益性の高い事業として実現するために、当社グループの競争力の源泉である高度専門人材の増強・育成、エンゲージメントの向上を推進していきます。さらに、カーボンニュートラルに繋がる新規事業推進に向けた組織体制の見直しの実施、事業開発におけるシナジーを創出するパートナーシップの拡大や知名度の向上等にも取り組み、持続的に株式価値を創出する経営を行ってまいります。

② 事業運営・オペレーション機能の強化

当社グループの建設中・運転中の発電所及び蓄電所は、2025年3月31日現在、約1.5GWとなり、さらに2026年3月期末までに大型バイオマス発電所が1か所運転を開始する予定です。そのため、国内外の電力インフラを支える一層の責任を担い、発電所等を安定的・持続的かつ安全に運転することが、重要な経営課題であると認識しています。

当社グループは、内製化したオペレーション機能をハブとして、知見やノウハウを各発電所等の間で共有し、発電所等の運転、モニタリングや安全管理を、効率的かつ安定的に行っていきます。安定稼働の実現によって、社会的責任を果たすと同時に、予見性の高い安定的なキャッシュ・フローの創出を実現してまいります。

③ 高い資本効率と、持続的な成長のための財務基盤の実現

事業開発投資を高い資本効率で行い、持続的な成長を実現し続けることは、株式価値を最大化するために重要であると認識しています。

そのため、当社グループは、出資金額に対する内部収益率（IRR）を重要指標とした投資判断を行っています。また、事業を行うSPCにおいては、財務レバレッジの活用（下記「ご参考」を参照ください）、資金回収の早期

化、SPCからの収益の新規事業への再投資など、資本効率の最大化に努めています。

一方で、今後も大型の事業への開発投資を継続的に行っていくにあたり、一定の強固な財務基盤を維持していくことが重要であると認識しています。引き続き高い成長を志向しながらも、同時に高い規律をもった事業投資を行うべく、財務管理機能やリスク管理機能の更なる充実を図ってまいります。

ご参考：2025年3月期末時点において当社グループの連結有利子負債残高の約8割がSPCにおけるプロジェクト・ファイナンスにより調達されています。

④ 事業の成長を促す強い組織とガバナンス体制の構築

事業の継続的な成長のためには、事業の基盤となる強いガバナンス体制の構築が必要です。現在、当社は、基本方針として取締役の半数以上が社外取締役によって構成されるモニタリング型の取締役会を指向しています。また、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置する等、取締役会機能を強化しています。

なお、事業の持続可能な成長に向けた取り組みとして、「調達」「設計・施工」「排出」の領域において長期目標を定め、これを実現するために「サステナブル調達方針」、「サステナブル燃料調達方針」「サステナブル建設方針」、「サステナブルHSE実行方針」を定めています。

ご参考：サステナブル調達方針： https://www.renovainc.com/sustainability/sustainable_procurement/

サステナブル燃料調達方針： <https://www.renovainc.com/sustainability/sustainable-biomass/>

サステナブル建設方針： <https://www.renovainc.com/sustainability/sustainable-construction/>

サステナブルHSE実行方針： <https://www.renovainc.com/sustainability/sustainable-hse/>

(ご参考) 2026年3月期 連結業績予想

2026年3月期の業績予想は以下のとおりです。

■ 連結業績予想

(百万円)

区 分	第26期(当期) 2025年3月期	第27期(予想) 2026年3月期	増 減 率 (%)
売上収益	70,246	90,500	29%
EBITDA	23,307	31,600	36%
営業利益	4,066	9,300	129%
親会社の所有者に帰属する当期利益	2,687	1,500	△44%

セグメント別の業績予想は以下のとおりです。

■ 売上収益

(百万円)

区 分	第26期(当期) 2025年3月期	第27期(予想) 2026年3月期	増 減 率 (%)
再生可能エネルギー発電等事業	68,292	89,200	31%
開発・運営事業	6,102	7,500	23%
調整額	△4,148	△6,200	—
連結計算書類計上額	70,246	90,500	29%

利益又は損失

(百万円)

区 分	第26期(当期) 2025年3月期	第27期(予想) 2026年3月期	増 減 率 (%)
再生可能エネルギー発電等事業	26,823	36,500	36%
開発・運営事業	537	△700	－
セグメント間取引消去	△4,052	△4,200	－
EBITDA	23,307	31,600	36%

(注) 上記開発・運営事業セグメントの利益又は損失の金額は、受取配当金を含めた金額であり、(1)当連結会計年度の事業の状況
①事業の経過及びその成果に記載しているセグメントの金額と異なります。

(6) 主要な拠点等 (2025年3月31日現在)

名称	所在地
株式会社レノバ	東京都中央区
株式会社水郷潮来ソーラー	茨城県潮来市
株式会社富津ソーラー	千葉県富津市
株式会社菊川石山ソーラー	静岡県菊川市
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	静岡県菊川市
九重ソーラー匿名組合事業	大分県玖珠郡九重町
那須塩原ソーラー匿名組合事業	栃木県那須塩原市
大津ソーラー匿名組合事業	熊本県菊池郡大津町
那須烏山ソーラー匿名組合事業	栃木県那須烏山市
軽米西ソーラー匿名組合事業	岩手県九戸郡軽米町
軽米東ソーラー匿名組合事業	岩手県九戸郡軽米町
軽米尊坊ソーラー匿名組合事業	岩手県九戸郡軽米町
人吉ソーラー匿名組合事業	熊本県人吉市
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	秋田県秋田市
荻田バイオマスエナジー株式会社	福岡県京都郡荻田町
徳島津田バイオマス発電所合同会社	徳島県徳島市
合同会社社の都バイオマスエナジー	宮城県仙台市
合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー	宮城県石巻市
合同会社御前崎港バイオマスエナジー	静岡県御前崎市及び牧之原市
株式会社レノバ・アセット・マネジメント	東京都中央区
RENOVA RENEWABLES ASIA PTE. LTD.	シンガポール

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
再生可能エネルギー発電等事業	72名	11名増
開発・運営事業	263名	37名増
合計	335名	48名増

(注) 上記従業員数は、当社グループからグループ外への出向者 (6名) は含んでいません。なお、グループ外から、当社グループへの出向者 (5名) は含んでおります。
また、嘱託、派遣社員及びアルバイト (36名) は含んでいません。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	152名	26名増	43.1歳	4年 3ヶ月
女性	81名	9名増	40.2歳	4年 1ヶ月
合計又は平均	233名	35名増	42.1歳	4年 2ヶ月

(注) 上記従業員数は、当社から社外への出向者 (38名) は含んでいません。なお、社外から当社への出向者はありません。また、派遣社員及びアルバイト (30名) は含んでいません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金
三井住友信託銀行株式会社	35,370 百万円
株式会社みずほ銀行	24,423
日本生命保険相互会社	17,772
株式会社三井住友銀行	15,728
株式会社SBI新生銀行	13,806
株式会社りそな銀行	12,072
株式会社山口銀行	11,150
JA三井リース株式会社	9,471
株式会社三菱UFJ銀行	9,470
株式会社七十七銀行	8,494
その他	154,556
合計	312,313

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年4月1日付の当社取締役会決議により、東京瓦斯株式会社（以下「東京ガス」といいます。）との間で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。）を締結すること、及び東京ガスに対する第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を行うことについて決定いたしました。本資本業務提携の概要は以下のとおりです。

①資本提携の内容

当社は、本第三者割当増資により、東京ガスに対し、当社普通株式11,877,600株（本第三者割当増資後の持株比率13.04%）を割り当てました。

②業務提携の内容

本資本業務提携では、国内の陸上風力発電事業の開発、小規模分散型のNon-FIT太陽光発電事業の電力の販売、バイオマス発電事業における燃料・オペレーション、さらに蓄電事業での協業を進めています。

2 株式の状況 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 280,800,000株

(2) 発行済株式の総数 91,212,100株

(注) 当社は自己株式を保有していません。

(3) 株主数 31,689名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
木南 陽介	14,860,000株	16.29%
東京瓦斯株式会社	11,877,600株	13.02%
住友林業株式会社	7,360,000株	8.06%
千本 倅生	5,438,000株	5.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,126,500株	5.62%
辻本 大輔	5,000,000株	5.48%
鈴与商事株式会社	1,504,000株	1.64%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,440,800株	1.57%
MSCO CUSTOMER SECURITIES	1,250,592株	1.37%
J.P. MORGAN SECURITIES PLC	1,193,859株	1.30%

(注) 前記「1 企業集団の現況」「(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載のとおり、当社は、2024年4月1日付の当社取締役会決議により、東京瓦斯株式会社との間で資本業務提携契約を締結すること、及び東京瓦斯株式会社に対する第三者割当による新株式の発行を行うことについて決定いたしました。

第三者割当増資の募集概要は以下のとおりです。

① 払込期日：2024年4月17日

② 発行新株式数：当社普通株式11,877,600株

③ 発行価額：1株あたり1,500円

④ 調達資金の額：17,816,400,000円

⑤ 募集又は割当方法（割当先）：東京瓦斯株式会社に対する第三者割当方式

⑥ 増加する資本金及び資本準備金の額：増加する資本金の額 8,908,200,000円、増加する資本準備金の額 8,908,200,000円

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式の種類及び数		交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	—		—
社外取締役	当社普通株式	3,400株	3名

- (注) 1. 当社は、以下の株式報酬制度を導入しています。
- ・2021年6月18日開催の第22回定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象とし、2021年4月1日より開始する事業年度から5事業年度毎を制度対象期間とする株式報酬制度
 - ・2022年6月17日開催の第23回定時株主総会において、当社の社外取締役を対象とし、2022年4月1日より開始する事業年度から4事業年度毎を制度対象期間とする株式報酬制度
2. 社外取締役は、付与したポイント数ではなく、実際に交付した株式を記載しています。
3. 社外取締役を除く取締役に対しては、役位及び業績目標の達成度に応じて事業年度ごとに一定数のポイントを付与し、各制度対象期間の翌事業年度の業績評価確定後に、各制度対象期間中に付与された総ポイント数に応じた当社株式の交付を行うこととしており、当事業年度は、制度対象期間中であることから、株式の交付は行っておりません。

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	川 名 浩 一	株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役 株式会社ispace 社外取締役 株式会社クボタ 社外取締役
代表取締役社長	木 南 陽 介	CEO
取締役	小 川 知 一	常務執行役員CTO エンジニアリング本部長 苓北風力合同会社 代表社員株式会社レノバ 職務執行者
取締役	山 口 和 志	執行役員CFO 財務・経営企画本部長
取締役	島 田 直 樹	株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ 代表取締役 日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役 NOK株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役	山 崎 繭 加	エムスリー株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社良品計画 社外取締役
取締役	高 山 健	テクマトリックス株式会社 社外取締役（監査等委員）
取締役	Rajit Nanda	DataVolt CEO
常勤監査役	柴 田 雄 司	
常勤監査役	安 東 淳 一 郎	
監査役	佐 田 俊 樹	株式会社グッドパッチ 社外監査役 株式会社ほぼ日 社外監査役 株式会社パリミキホールディングス 社外監査役
監査役	若 松 弘 之	公認会計士 若松弘之事務所 代表 株式会社ジェネリス 代表取締役 高砂熱学工業株式会社 社外取締役（監査等委員）

(注) 1. 取締役島田直樹、山崎繭加、高山健、Rajit Nandaの4氏は、社外取締役です。
2. 監査役佐田俊樹、若松弘之の2氏は、社外監査役です。
3. 社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。
4. 監査役若松弘之氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 当社は、取締役島田直樹、山崎繭加、高山健、Rajit Nandaの4氏並びに監査役佐田俊樹、若松弘之の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額です。なお、当該責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役及び管理職従業員等

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすること、また一定額に至らない損害については填補の対象としないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

(5) 会社役員の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

1. 当該方針の決定の方法

取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会における審議・提言に基づき、取締役会で決定しています。

2. 当該方針の内容の概要

（報酬水準の考え方）

取締役の報酬水準については、外部の報酬データベースをもとに中長期業績の到達点における業績規模を踏まえ、国内外の再生可能エネルギー事業を推進している企業の報酬水準も参考に人材獲得競争において一定程度の競争力が確保できる水準を設定しています。

（報酬構成）

取締役（社外取締役を除く。）報酬は、①基本報酬（金銭報酬）、②全社業績目標及び個人別業績目標に連動する業績連動型株式報酬並びに③貢献度・期待度に応じた業績非連動型株式報酬で構成し、基本報酬に対する株式報酬の割合は、0%から50%までとなっています。

また、業績連動評価として重視している指標としては運転開始済み、開発投資決定済み及び開発パイプラインとして認定された再生可能エネルギー発電所及び蓄電所における累計設備容量（GW）を採用しています。

一方、社外取締役の報酬は、中立的で客観的な経営の監督機能を十分確保するため、基本報酬（金銭報酬）及び業績には一切連動しない業績非連動型株式報酬で構成し、基本報酬に対する業績非連動型株式報酬の割合は一律20%となっています。

さらに、優秀な人材をグローバルに確保するため、法令及び雇用慣行が大きく異なる人材マーケットから採用する人材については、上記と異なる報酬水準及び報酬構成を指名・報酬委員会の審議・提言に基づき、取締役会で決定することがあります。

（マルス・クロアバック条項）

2018年8月29日開催の第19回定時株主総会及び2022年6月17日開催の第23回定時株主総会で決議された株式報酬制度におきましては、重大な社内規程違反、非違行為、故意・重過失により当社に損害が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会の決定をもって、付与されたポイントの一部又は全部を没収することができる旨の規定を定めています。

2021年6月18日開催の第22回定時株主総会で決議された株式報酬制度におきましては、重大な社内規程違反、非違行為、故意・重過失により当社に損害が生じた場合、又はそのおそれが生じた場合には、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会の決定をもって、付与されたポイントの一部又は全部を没収することができる旨、及び株式交付後5年以内に重大な社内規程違反、非違行為、故意・重過失により当社に損害が生じたことが判明した場合には、指名・報酬委員会の審議・提言に基づき取締役会の決定をもって、交付された株式及び金銭の一部又は全部の返還を請求することができる旨の規定を定めています。

（報酬ガバナンス）

当社は、取締役及び執行役員の報酬決定プロセスの客観性・透明性及び報酬内容の妥当性を担保するため、取締役会の諮問機関として任意機関である指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会は、非業務執行取締役を委員長とし、取締役会長、代表取締役社長及び社外取締役2名の合計4名で構成されており、委員の半数以上は社外取締役となっています。（2025年3月31日現在）

また、グローバルな報酬制度構築について豊富な情報・ノウハウ、専門的知見を有する外部コンサルタントを起用して、グローバルな業界動向、経営状況、各種データ等を活用して報酬制度を検討する体制としています。

3. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容を取締役会で決定しており、報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬限度額は、2014年4月28日開催の臨時株主総会において、年額500百万円以内とすることが決議されています。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年8月29日開催の第19回定時株主総会において信託を活用した株式報酬制度を導入しており、2018年6月1日より開始する4事業年度の制度対象期間においては、全ての取締役及び執行役員を対象としておりましたが、2022年6月17日開催の第23回定時株主総会において、当該株式報酬制度の対象を社外取締役のみとし継続すること、2022年4月1日より開始する4事業年度の制度対象期間における合計を50百万円以内とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の社外取締役の員数は5名です。

さらに、2021年6月18日開催の第22回定時株主総会において、信託を活用した株式報酬制度（社外取締役を給付対象に含まない。）を導入しており、2021年4月1日より開始する5事業年度の制度対象期間における合計を400百万円以内とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を含まない。）の員数は4名です。

監査役の金銭報酬限度額は、2007年2月27日開催の第7回定時株主総会において、年額100百万円以内とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会による審議・提言に基づき取締役会が決定していることから、委任に関する事項はありません。

④ 業績連動報酬及び非金銭報酬等に関する事項

取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績及び株式価値向上への貢献意識を高めることを目的に、取締役へのインセンティブプランとして、信託を活用した業績連動型（社外取締役については業績非連動型）の株式報酬制度を2021年に導入しています。

また、企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めるべく、重視している業績連動評価の指標として、2021年導入の株式報酬制度では運転開始済み、開発投資決定済み及び開発パイプラインとして認定された再生可能エネルギー発電所及び蓄電所における累計設備容量（GW）を選定しています。

業績連動型株式報酬の額の算定方法は、貢献度・期待度及び業績目標の達成度に応じて指名・報酬委員会での審議・提言に基づき取締役会で決定しています。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）					対象となる 役員の員数 (人)
		金銭報酬			株式報酬		
		基本報酬	賞与	その他	業績連動報酬	業績 非連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	220	165	－	－	48	7	4
監査役 (社外監査役を除く)	34	34	－	－	－	－	2
社外取締役	64	57	－	－	－	8	4
社外監査役	16	16	－	－	－	－	2
執行役員	138	113	－	－	24	1	5

(注) 1. 株式報酬は、所定の算定式で算出するポイントを取締役及び執行役員に付与し、予め定められた一定の時期に、付与されたポイント数に相当する当社株式の交付等を信託から行うものですが、上記の表における取締役及び執行役員の株式報酬（業績連動型）の額は、当事業年度中に付与されたポイントに係る費用計上額を記載しています。

2. 取締役としての報酬等のほかに使用人分給与を受けている取締役はありません。

3. 執行役員は会社法上の役員ではありません。

(6) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への 出席状況	監査役会への 出席状況	主な活動状況
取締役	島 田 直 樹	100% 9回/9回中	—	議案審議等において、豊富なコンサルティング経験と、長年にわたる企業経営者の目線から、経営全般に関し、適宜発言を行っています。 また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしています。
取締役	山 崎 繭 加	100% 9回/9回中	—	議案審議等において、外資系の経営コンサルタントや米国での経営大学院での勤務により培われた、グローバルで多角的な観点から、経営全般に関し、適宜発言を行っています。
取締役	高 山 健	89% 8回/9回中	—	議案審議等において、成長企業の企業経営・ファイナンスに関する専門的な知識と豊富な経験から、経営全般に関し、適宜発言を行っています。 また、任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務め、委員会において重要な役割を果たしています。
取締役	Rajit Nanda	89% 8回/9回中	—	議案審議等において、エネルギー業界において20年以上にわたる複数の国での豊富な事業開発と投資経験に基づくグローバルで多角的な視点から、経営全般に関し、適宜発言を行っています。
監査役	佐 田 俊 樹	100% 9回/9回中	100% 12回/12回中	議案審議等において、大手証券会社での勤務経験、投資会社等での社外監査役経験を通じて培った企業監査に関する専門的かつ幅広い見識に基づき、適宜発言を行っています。
監査役	若 松 弘 之	100% 9回/9回中	100% 12回/12回中	議案審議等において、公認会計士及び上場企業で社外監査役等を務めた経験を通じて培った企業監査及び会計に関する高い見識に基づき、適宜発言を行っています。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	110,758
現金及び現金同等物	23,927
引出制限付預金	63,541
営業債権及びその他の債権	14,727
棚卸資産	2,377
その他の金融資産	3,150
その他の流動資産	3,036
非流動資産	419,293
有形固定資産	224,963
使用権資産	8,448
のれん	237
無形資産	33,722
持分法で会計処理されている投資	11,444
繰延税金資産	1,359
その他の金融資産	130,179
その他の非流動資産	8,941
資産合計	530,051

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	55,302
営業債務及びその他の債務	14,510
社債及び借入金	37,245
リース負債	840
その他の金融負債	57
未払法人所得税	1,876
その他の流動負債	773
非流動負債	341,325
社債及び借入金	286,326
リース負債	8,507
その他の金融負債	356
引当金	11,858
繰延税金負債	32,442
その他の非流動負債	1,835
負債合計	396,627
(資本の部)	
親会社の所有者に帰属する持分	89,106
資本金	11,329
資本剰余金	10,575
利益剰余金	36,505
自己株式	△1,024
その他の資本の構成要素	31,721
非支配持分	44,318
資本合計	133,424
負債資本合計	530,051

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	70,246
そ の 他 の 収 益	495
燃 料 費	△31,484
外 注 費	△4,603
人 件 費	△4,462
持 分 法 に よ る 投 資 損 益	832
そ の 他 の 費 用	△10,445
減 価 償 却 費 及 び 償 却 費	△16,513
営 業 利 益	4,066
企業結合に伴う再測定による利益	4,428
オ プ シ ョ ン 公 正 価 値 評 価 損	△279
金 融 収 益	1,570
金 融 費 用	△5,886
税 引 前 利 益	3,900
法 人 所 得 税 費 用	△459
当 期 利 益	3,440
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	2,687
非 支 配 持 分	753

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	27,884
現金及び預金	16,142
売掛金	3,183
前払費用	30
関係会社短期貸付金	3,380
関係会社立替金	4,133
未収還付法人税等	258
その他貸倒引当金	984
	△226
固 定 資 産	44,600
有形固定資産	354
建物	281
減価償却累計額	△176
建物(純額)	105
構築物	258
減価償却累計額	△204
構築物(純額)	54
機械及び装置	320
減価償却累計額	△223
機械及び装置(純額)	97
工具、器具及び備品	190
減価償却累計額	△119
工具、器具及び備品(純額)	71
リース資産	5
減価償却累計額	△2
リース資産(純額)	3
建設仮勘定	24
無形固定資産	43
ソフトウェア	43
その他	1
投資その他の資産	44,203
関係会社株式	33,622
その他の関係会社有価証券	6,559
その他	5,055
貸倒引当金	△197
投資損失引当金	△837
繰延資産	18
社債発行費	18
資産合計	72,502

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	15,203
買掛金	13
1年内償還予定の社債	7,000
1年内返済予定の長期借入金	6,959
リース債務	1
未払金	468
未払費用	30
未払法人税等	167
未賞与引当金	317
その他	247
固 定 負 債	28,617
社債	7,000
長期借入金	21,208
リース債務	2
資産除去債務	101
株式給付引当金	306
負債合計	43,820
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	28,509
資本金	11,329
資本剰余金	11,337
資本準備金	11,307
その他資本剰余金	30
利益剰余金	6,867
その他利益剰余金	6,867
繰越利益剰余金	6,867
自己株式	△1,024
評価・換算差額等	115
その他有価証券評価差額金	115
新株予約権	57
純資産合計	28,682
負債純資産合計	72,502

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,061
売 上 原 価		130
売 上 総 利 益		5,931
販売費及び一般管理費		6,427
営 業 損 失		496
営 業 外 収 益		
有 価 証 券 利 息	171	
受 取 配 当 金	551	
そ の 他	236	958
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	281	
社 債 債 利 息	167	
社 債 発 行 費 償 却	13	
支 払 手 数 料	9	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	164	
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	1	
為 替 差 損	78	
そ の 他	40	754
経 常 損 失		293
特 別 損 失		
減 損 損 失	9	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	75	84
税 引 前 当 期 純 損 失		377
法人税、住民税及び事業税	106	106
当 期 純 損 失		483

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社レノバ
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 上 原 義 弘
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 野 田 匠
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レノバの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社レノバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で定められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社レノバ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 上 原 義 弘
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 野 田 匠
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レノバの2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月19日

株式会社レノバ 監査役会

監査役（常勤監査役） 柴 田 雄 司

監査役（常勤監査役） 安 東 淳一郎

監査役（社外監査役） 佐 田 俊 樹

監査役（社外監査役） 若 松 弘 之

以 上

Q1. 固定価格買取制度（FIT制度）

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（再エネ特措法）に基づき、買取義務者が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で一定期間買い取る制度です。

Q2. Feed in Premium制度（FIP制度）

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づき、再生可能エネルギー発電事業者が卸電力取引市場や相対取引で自ら売電し、市場価格を踏まえて算定される一定のプレミアムを受け取る制度です。

Q3. RE100

「Renewable Electricity 100%」の略称で、企業が事業活動で使用する電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブのことを指しています。

Q4. コーポレートPPA

企業などの電力需要家が発電事業者から再生可能エネルギーの電力を長期に購入する契約のことを指しています。PPAは電力購入契約（Power Purchase Agreement）の略称です。

Q5. 長期脱炭素電源オークション

国全体で必要となる脱炭素電源の容量確保のため、再生可能エネルギーや蓄電池などの新規電源投資（リブレース、改修も含む）の促進を目的に、2023年度より容量市場の一部として開設された入札制度です。容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保するため、電力広域的運営推進機関より、原則20年間、設備容量に落札金額を乗じた容量確保契約金額が長期固定収入（但し、物価変動分が制度適用期間の年度ごとに毎年補正される）が保証されます。

Q6. SPC（特別目的会社）

当社グループでは基本的に発電所毎に共同事業者が異なること、また、プロジェクト・ファイナンスを行う上でリスク分散を図ることを理由として、発電所を立ち上げる毎にSPCを設立し、当該SPCに発電所を所有させています。なお、当社グループにおいてはSPCを株式会社として設立して株式による出資を行う場合、合同会社（GK）として設立して持分による出資を行う場合に加え、SPCを会社法上の合同会社（GK）として設立して商法上の匿名組合（TK）として営業者に出資を行う場合（TK-GKスキーム）があります。TK-GKスキームの主な特徴としては匿名組合員が有限責任であること及び営業者であるSPCの段階で法人税課税が発生せず、匿名組合員に直接課税されることが挙げられます。

Q7. 運営管理報酬

発電所建設の工程管理、決算及び金融機関へのレポーティング等に代表される業務に対して、発電所の建設期間及び売電期間にわたり支払われる報酬です。なお子会社や関連会社に対する当社の持分に相当する運営管理報酬については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されます。

Q8. 配当・匿名組合分配益

「再生可能エネルギー発電等事業」に属するSPCが株式会社又は合同会社として運営されている場合は、当該SPCから当社へ支払われた配当金については当社単体の営業外収益に計上され、これはセグメント間取引として「開発・運営事業」の収益に反映されます。また、「再生可能エネルギー発電等事業」に属するSPCが匿名組合として運営されている場合は、当該SPCで計上された利益のうちの当社出資割合分相当額についてその発生年度に匿名組合分配益として当社単体の売上高に計上し、一方損失が発生した場合は、その損失のうちの当社出資割合分相当額を匿名組合分配損として当社単体の販管費へ計上しています。これらもセグメント間取引として「開発・運営事業」の収益に反映されます。なお、これら「開発・運営事業」の収益に反映されたSPCからの配当金及び分配損益については、連結決算上は連結グループ内取引として連結消去されます。

Q9. AM事業者

発電所の建設や運営においてアセットマネジメント（管理業務）を請け負う事業者のことを指しています。

Q10. EPC事業者

発電所建設において、Engineering（設計）、Procurement（調達）及びConstruction（建設）を含む一連の工程を請け負う事業者のことを指しています。

Q11. O&M事業者

発電所の運営において、Operation（運転）及びMaintenance（維持）を請け負う事業者のことを指しています。

Q12. 特定卸供給事業者

再生可能エネルギー発電所や蓄電所、需要側のリソースを統合して、市場動向や電源動向など、様々な情報を踏まえながらリソース運用を行う事業者のことを指します。発電事業者が蓄電池の運用を特定卸供給事業者に委託する場合や発電事業者が自ら特定卸供給事業者としての業務を担う場合があります。

Q13. 一般送配電事業者、小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第17号における一般送配電事業者又は小売電気事業者を指します。本書では主として電力需要家又は卸売事業者に対して電力販売を行う事業者全般を意味しています。

Q14. オフテイクア

事業会社が生み出すサービス（当社グループの場合は電力）を購入する者（引き取り手）のことを指しています。

株式事務のご案内

上場市場	東京証券取引所プライム市場
上場日	2017年2月23日
証券コード	9519
事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
株主確定基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
株式の売買単位	100株
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主名簿管理人	三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
連絡先・郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031（フリーダイヤル） ※照会先受付時間：土・日・休日を除く9：00～17：00
各種事務手続き	詳しくは、下記ページをご確認ください。 https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/ お届出の住所・印鑑・姓名等の変更、単元未満株式買取請求、名義変更等の当社株式に関する事務手続き用紙のご請求につきましては、お取引先の証券会社にご連絡ください。

株主総会会場ご案内図

会場 京橋エドグラン 22階 TKPガーデンシティPREMIUM京橋 ホール22A

東京都中央区京橋二丁目2番1号



交通	J R	各線	「東京駅」 八重洲南口徒歩5分
	地下鉄	●銀座線	「京橋駅」 8番出口直結

- 株主総会の運営に重要な変更（開催日時や開催場所の変更等）が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.renovainc.com/ir/meeting/>）にてお知らせいたします。
- 株主総会後の事業説明会は開催いたしません。
- 株主総会におけるお土産のご用意はございません。
- ご来場の際は、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。
- 車いすでのご来場の方には、会場内に専用スペースを設けております（受付からご案内申し上げます）。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキ
を使用しています。

電子提供措置の開始日2025年5月23日

第26回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
連結持分変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

株式会社レノバ

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	第3回株式報酬型新株予約権
保有人数	取締役（社外取締役を除く） 1名
保有する新株予約権の数	375個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 37,500株
新株予約権の発行価額	1株あたり 1,071円
新株予約権の行使価格	1株あたり 1円
新株予約権の行使期間	2023年2月26日から 2030年2月25日まで
その他行使の条件	(別記1)

(別記1)

その他行使の条件

- (1) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社及び当社子会社の取締役、執行役員、監査役及び従業員としての地位のいずれかにあることを要する。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の開始日（以下、「権利行使開始日」という。）前に死亡した場合、本新株予約権の相続による承継は認めない。ただし、取締役会において認めた場合については、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が権利行使開始日以降に死亡した場合又は上記(2)ただし書に定める場合、当該新株予約権者の相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、本新株予約権を承継することができるものとする。この場合において、前者の権利承継者は、当該新株予約権者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの期間（ただし、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間中であることを要する。）に限り、後者の権利承継者は、権利行使開始日から6ヶ月を経過する日までの期間に限り、一括してのみ本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は本新株予約権をさらに承継することはできない。
- (4) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	66百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	125百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意の判断をしました。

3. 当社の重要な子会社のうちRENOVA RENEWABLES ASIA PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

会計監査人に対して、当社は公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である以下の業務を委託し対価を支払っています。

・米国における一般的な会計及び税務に関する情報提供

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況等を勘案し、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合には、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を次のとおり整備しています。また、当社は、2025年5月12日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について、2025年3月期における構築・運用状況を評価し、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2025年3月期の運用状況の概要】
①企業としての社会的役割・責任の下、企業理念に関する「RENOVAの理念」、企業倫理に関する「コンプライアンス憲章」に従い、当社グループ役職員一同が、社会とともに成長・発展していく基本姿勢を持つよう徹底する。	①原則毎月開催する社員会において、「RENOVAの理念」に則った事業活動の共有を行い、理念の浸透を図っています。また、「コンプライアンス憲章」の遵守に関する確認を毎年当社グループの全役職員に対して行い、コンプライアンス意識の向上に取り組んでいます。
②取締役及び執行役員は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等に従い、業務を執行する。	②取締役及び執行役員は、取締役会の決定した業務分掌に基づき、法令、定款、取締役会決議及びその他の社内規程等に従い、業務を執行しています。当該業務執行状況は、定期的に取締役会に報告されています。
③監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、会計監査人、内部監査室と連携して、「監査役会規程」に則り、取締役及び執行役員の職務執行の適正性について監査を実施する。	③監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要会議への出席、本社及び子会社の拠点往査、当社及び重要な子会社の代表取締役その他経営幹部との意見交換等により、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役の職務執行の適正性について監査を実施しています。
④代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化に必要な施策を立案・実施するとともに、コンプライアンスに関する課題及び対応状況を定期的に取締役会に報告する。また、コンプライアンス違反があった場合は、厳正な処分を課す。	④コンプライアンス委員会を年2回開催し、当社及び子会社のコンプライアンス体制の強化を図っています。また、常勤監査役も当該委員会に出席し連携するとともに、社外役員にも議事録及び資料を共有した上で、取締役会へ年次活動報告を行っています。また、「レノバグループ腐敗防止方針」を策定し、全てのステークホルダーと長期にわたり公正で健全な信頼関係を構築・維持することを目的として、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図っています。

【内部統制システムに関する基本方針】	【2025年3月期の運用状況の概要】
⑤全ての取締役、監査役、執行役員及び使用人を対象とした内部通報制度を整備し、コンプライアンス違反等の未然防止及び早期発見を図る。また、通報者に対し不利益が生じない体制を構築する。 ⑥他の業務部門から独立した、代表取締役社長CEOが直接管理する内部監査室を設置し、「内部監査規程」に従った内部監査を実施する。	⑤「企業倫理ホットライン」を設置し、外部弁護士、常勤監査役及び内部監査室担当者を公益通報対応業務従事者に指定した上で、当社グループにおいて運用を行い、これらの施策の効果について定期的に検証し改善を行っています。また、社員会での発表や社内ポータルサイトへの相談先掲示により同制度の社内周知を行うとともに、ホットラインに報告・相談を行った者が不利益取扱や嫌がらせ等を受けない体制が確保されています。 ⑥代表取締役社長CEOが直轄管理する内部監査室は、「内部監査規程」に則り、内部統制システムの有効性を監査し、その結果及び改善課題を代表取締役社長CEO及び監査役等に報告しています。

(2) 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2025年3月期の運用状況の概要】
①株主総会議事録、取締役会議事録の法定文書のほか、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、定款、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「情報管理規程」及び「文書保存管理規程」等に従い、適正に保存・管理する。 ②情報の保存及び管理が規程に従い適正になされているか内部監査室による監査等により確認する。 ③会社の重要な情報の適時開示その他の開示を所管する部門を設置するとともに、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時かつ適切に開示する。	①株主総会議事録、取締役会議事録をはじめ、経営会議事録等、取締役及び執行役員の職務執行に関わる情報は、定款及び社内規程等に従い適正に保存・管理されています。 ②情報の保存及び管理の状況については、内部監査室による監査をはじめ、監査役監査においても確認されています。 ③「情報開示マニュアル」に基づき、代表取締役社長CEOが情報開示担当役員を任命し、情報開示担当役員が所管するIR室を情報開示担当部門として設置し、適時適切に開示しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2025年3月期の運用状況の概要】
①リスク管理に関する基本的な事項は「リスク管理規程」に従い、危機発生防止と損失の最小限化を図る。また、経営管理室を主管部門として全社リスク管理委員会を設置し、経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクカテゴリー毎の把握と対応の体制を整備する。	①「リスク管理規程」に則り、全社リスク管理委員会において、当社及び子会社の重要なリスクについて毎年見直しを行い、当社グループ全体のリスク管理に努めるとともに、活動内容は取締役会へ年2回報告を行っています。

②重大な事態が生じた場合には、「危機管理規程」に従い、迅速な危機管理対策が実施できる体制を整備する。	②当社及び子会社において災害等の重大な事態が生じた場合、「危機管理規程」に基づき、危機対策委員会を設置し、その指示のもと、被害及び損失の極小化を図る体制を整備しています。
③「決裁権限規程」に従い、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、未然にリスク回避を図る。	③「決裁権限規程」に則り、所定の権限及び責任に基づいた業務及び予算の執行を徹底し、損失の危機回避のための体制が整備されています。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行が、効率的に行われることを確保するための方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2025年3月期の運用状況の概要】
①取締役会は、年8回以上開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況を監督する。 ②代表取締役社長CEO、常勤の取締役、執行役員、本部長、代表取締役社長CEOが指名する部門長で構成する経営会議を原則毎月2回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行う。 ③適正かつ効率的な業務の執行を確保するため、「組織規程」等において各役職者の権限及び責任の明確化を図る。 ④職務執行の決定を適切かつ機動的に行うために、必要に応じ各種の社内委員会を設置し、担当分野における経営課題について慎重な協議を行い、取締役会の意思決定に資する。	①2025年3月期においては、取締役会が9回開催され、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、執行役員以下の職務執行の状況が報告されています。 ②2025年3月期においては、経営会議が26回開催され、業務執行上の重要課題について審議・報告が行われました。 ③「組織規程」において、各組織の業務分掌及び役職者の責任を明確にし、「決裁権限規程」において各役職者の権限を明示しています。また、より迅速な意思決定に基づく業務執行を実現するため、権限委譲を進めています。 ④指名・報酬委員会、コンプライアンス委員会、安全衛生委員会及び全社的なリスク管理委員会を設置し、各分野における経営課題について、慎重かつ迅速な協議を行い、経営改善及び取締役会の意思決定に資する活動を行っています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における、業務の適正を確保するための方針及び体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2025年3月期の運用状況の概要】
①当社及び子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長CEO、監査役、部門責任者及び子会社の管掌部門の責任者に報告し、内部統制の指導、実施の支援を行い、改善を図る。 ②当社及び子会社の月次業績レビューや業務管理状況を確認し、当社取締役会及び経営会議への報告を行い、当社及び子会社の業務執行の適正を確保する。 ③代表取締役社長CEOを委員長とするコンプライアンス委員会にて、子会社の事業内容や規模に応じたコンプライアンス体制の整備の促進を図る。 ④「(3) 損失の危険の管理に関する規程、その他の方針及び体制」に記載するリスク管理体制について、子会社においても事業内容、規模及び重要性等に応じ整備を促進し、適切なリスク管理を行う。 ⑤管掌部門を中心とした子会社管理を行い、各子会社の適切かつ効率的な運営を促進する。	①「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況のとおり、過去の監査実績や財務状況等により、リスクが高いと判断する子会社に対し内部監査を実施し、継続的に内部統制の改善支援を行っています。 ②「関係会社管理規程」に則り、管掌部門を中心として子会社の月次業績レビューや子会社の取締役等の職務執行状況報告を通じ子会社の状況及び課題を把握し、適宜当社取締役会及び経営会議へ報告が行われています。 ③当社コンプライアンス委員会において当社及び子会社全体のコンプライアンス状況の確認を行い、当社グループとして、実効的なコンプライアンス体制の整備を図っています。 ④子会社においても事業内容や規模に応じて必要なリスク管理体制の整備を促進することで、損失の危機回避のための体制が整備されています。 ⑤子会社の独立性に配慮しつつも、当社から子会社への役員派遣及び決裁権限の明確化により、適切かつ効率的な子会社管理を行う体制を構築し、運用しています。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2025年3月期の運用状況の概要】
① 監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役及び執行役員の職務の執行状況を確認する。	①「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況③に記載のとおりです。
② 取締役及び執行役員は、主な業務執行について適宜適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。	② 取締役及び執行役員は、取締役会及び経営会議において、監査役にも業務執行について適宜適切に報告を行っており、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときも、直ちに監査役に報告を行う体制が整備されています。
③ 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行う。	③ 監査役求めがある場合には、監査役に対する報告を行うこととしています。
④ 内部監査室は、定期的に内部監査結果を監査役に報告する。	④ 内部監査室は、定期的に内部監査結果等を監査役に報告しており、監査役と適宜連携を図る体制となっています。
⑤ 監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができるよう、内部通報制度を整備する。	⑤ 当社の「企業倫理ホットライン」において、常勤監査役を公益通報対応業務従事者に指定し、監査役が当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人から報告を受けることができる体制を整備しています。
⑥ 当社及び子会社の取締役及び監査役並びに使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わない。	⑥「(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための方針及び体制」の運用状況⑤に記載のとおり、「企業倫理ホットライン」等を通じた通報窓口への情報提供者に対して、不利益が生じない体制が整備されています。

- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

【内部統制システムに関する基本方針】	【2025年3月期の運用状況の概要】
① 監査役が必要と認め、設置要請がある場合は、専任部署を設置する。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令する。また、その人事異動・人事評価等は監査役の同意を得るものとする。	① 当社は監査役室を設置し、監査役の職務の補助を行っています。また、その使用人は社内組織から独立したものとし、監査役が必要な業務を命令する体制となっており、人事異動・人事評価等は監査役の同意を得ています。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2025年3月期の運用状況の概要】
①代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。	①代表取締役社長CEO、会計監査人、内部監査室は、監査役の求めに応じ、それぞれ定期的に監査役と意見交換を実施しています。また、会計監査人、内部監査室、監査役による定例の三様監査連絡会を原則年4回実施し、連携を継続的に図ることで、監査の実効性を確保しています。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針

【内部統制システムに関する基本方針】	【2025年3月期の運用状況の概要】
①監査役の職務に必要な費用について、監査役の監査計画に応じて予算化し、有事における監査費用についても監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速にこれを前払い又は償還する。	①監査役の職務に必要な費用については、監査計画に応じて予算化されており、監査役又は監査役会の要請により監査に必要とされた費用については、適切かつ迅速にこれを前払い又は償還しています。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2025年3月期の運用状況の概要】
①財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の構築、評価及び報告については、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、適切に整備、運用を行う。	①代表取締役社長CEO及び最高財務責任者（CFO）を責任者として、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部監査室が、その仕組みが適正に機能することを計画的かつ継続的に評価しており、不備があれば必要な是正を行います。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

【内部統制システムに関する基本方針】	【2025年3月期の運用状況の概要】
①反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる。また、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもたない。	①当社は、「コンプライアンス憲章」において反社会的勢力からの圧力に対しては、毅然とした対応をとる旨を定め、全ての取引先及び役職員について、外部専門機関と連携し反社会的勢力との関係の有無を確認しています。また、取引に係る契約締結の際には、反社会的勢力との関係がない旨の表明保証、関係判明の際の即時解除の規定を設けております。

連結持分変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
当期首残高	2,405	1,447	33,838	△548
当期利益			2,687	
その他の包括利益				
当期包括利益合計			2,687	
新株の発行	8,923	8,900		
株式報酬取引		229		
連結範囲の変動			△20	
自己株式の取得				△487
自己株式の処分		△1		11
配当金				
その他の増減				
所有者との取引額合計	8,923	9,128	△20	△476
当期末残高	11,329	10,575	36,505	△1,024

	その他の資本 の構成要素	親会社の所有者に 帰属する持分合計	非支配持分	資本合計
当期首残高	30,862	68,005	37,693	105,698
当期利益		2,687	753	3,440
その他の包括利益	859	859	4,263	5,122
当期包括利益合計	859	3,546	5,016	8,562
新株の発行		17,823		17,823
株式報酬取引		229		229
連結範囲の変動		△20	2,636	2,616
自己株式の取得		△487		△487
自己株式の処分		10		10
配当金		－	△1,027	△1,027
その他の増減		－		－
所有者との取引額合計	－	17,555	1,609	19,164
当期末残高	31,721	89,106	44,318	133,424

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

- ・ 連結子会社の数 34社（前連結会計年度は38社）
- ・ 主要な連結子会社の名称 合同会社都の都バイオマスエナジー、合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー等

3. 持分法の適用に関する事項

- ・ 持分法適用の関連会社数 13社（前連結会計年度は14社）
- ・ 主要な会社等の名称 合同会社唐津バイオマスエナジー

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 金融商品

(i) 非デリバティブ金融資産

金融資産はその当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産、及び、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）では、償却原価で測定する金融資産については発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については取引日に当初認識しています。

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんど全てが移転している場合において、認識を中止しています。

(a) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、重大な金融要素を含んでいない営業債権等を除き、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。重大な金融要素を含んでいない営業債権等については取引価格で当初測定しています。また、当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しています。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。

公正価値で測定する金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されたもの以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産には、売買目的で保有する金融資産が含まれます。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引コストは、発生時に純損益で認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しています。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する負債性金融商品のうち、次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するため及び売却するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えています。

また、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えていません。なお、配当については、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて純損益として認識しています。

(ii) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品及び契約資産について、金融資産の信用リスクが当初認識以後に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているか否かは、当初認識時における債務不履行発生リスクと各四半期における債務不履行発生リスクを比較して判断しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及び契約資産に対する損失評価引当金は、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。

金融資産の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っています。

- (a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される偏りのない確率加重金額
- (b) 貨幣の時間価値
- (c) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

損失評価引当金の繰入額及び戻入額は純損益として認識しています。また、金融資産の全部又は一部分を回収できないと合理的に判断される場合は、金融資産の帳簿価額を直接償却しています。

(iii) 非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識し、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しています。非デリバティブ金融負債は、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となったときに認識を中止しています。

- (a) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、当初認識時には公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

- (b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識時には公正価値で測定しています。また当初認識後は公正価値で測定し、その変動については純損益として認識しています。

(iv) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループでは、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするために、先物為替予約取引、金利スワップ取引を行っています。

当社グループでは、ヘッジ会計の開始時においてヘッジ関係並びにヘッジの実施についてのリスク管理目的及び戦略の公式な指定及び文書化を行っています。当該文書にはヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法が含まれています。また、当社グループでは、これらのヘッジについて、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し極めて有効であると見込んでいますが、ヘッジ指定されていた会計期間を通じて実際に極めて有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しています。

デリバティブは公正価値で当初認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は次のとおり処理しています。

(a) ヘッジ指定されているデリバティブ

ヘッジ手段であるデリバティブ取引には先物為替予約及び金利スワップがあり、その公正価値変動のうち有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識しています。

その他の包括利益に認識した金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える会計期間においてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジ比率を調整してもなお、ヘッジの適格要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を将来に向けて中止しています。

(b) ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は純損益として認識しています。

② 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しています。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストの全てを含んでおり、原価の算定にあたっては、主として総平均法により配分されています。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成までの見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額です。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産については、当初認識後の測定に原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、原状回復費用の当初見積額、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素ごとに異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しています。

土地、建設仮勘定以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

- ・建物及び構築物 : 2～50年
- ・機械装置及び運搬具 : 2～30年

② のれん及び無形資産

のれんは償却を行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で測定しています。

無形資産については、当初認識後の測定に原価モデルを採用しており、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しています。

個別に取得した無形資産は取得原価で測定しており、企業結合により取得した無形資産の取得原価は企業結合日の公正価値で測定しています。

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しています。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりです。

- ・契約関連無形資産 : 20年
- ・工事負担金 : 13～30年
- ・内部利用目的のソフトウェア : 5～18年
- ・その他無形資産 : 19年

なお、償却方法、残存価額及び耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しています。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、毎年同時期及び減損の兆候を識別した場合はその都度、その資産の回収可能価額を見積っています。

(3) リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定します。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいます。

① 借手

当社グループは、リースの開始日において使用権資産とリース負債を認識しています。使用権資産は、取得原価で当初測定しています。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び除去、原資産又は原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加え、受領済みのリース・インセンティブを控除して算定しています。

当初認識後においては、原価モデルを採用しており、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しています。使用権資産は、リース開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方まで、定額法により減価償却しています。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリース延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として決定しています。

リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しています。当社グループでは、リースの計算利率が容易に算定できない場合は、追加借入利率を割引率として使用しています。

リース負債の測定に含めるリース料総額は、固定リース料（実質的な固定リース料を含む）、指数又はレートに基づいて算定される変動リース料、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額、当社グループが行使用することが合理的に確実である場合の購入オプションの行使価格、延長オプションを行使用することが合理的に確実である場合のオプション期間のリース料、及びリースの早期解約に対するペナルティの支払額（当社グループが早期解約しないことが合理的に確実な場合を除く）より構成されています。

リース負債は、実効金利法による償却原価で測定しています。指数又はレートの変動により将来のリース料が変動した場合、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額の見積りが変動した場合、又は購入、延長、あるいは解約オプションを行使用かどうかの判定が変化した場合、リース負債は再測定されます。このようにリース負債を再測定する場合、対応する修正は使用権資産の帳簿価額を修正するか、使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には純損益として認識します。

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しています。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

② 貸手

当社グループは、貸手のリース取引について、リースの開始日にファイナンス・リース又はオペレーティング・リースのいずれかに分類しています。

ファイナンス・リースに基づいて保有している資産は、リース開始日において、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しています。

オペレーティング・リース取引において、受取リース料は、リース期間にわたって定額法により収益として認識しています。

(4) 非金融資産の減損

当社グループは毎決算日において、棚卸資産及び繰延税金資産を除く非金融資産について、資産が減損している可能性を示す兆候があるかを評価しています。減損の兆候が存在する場合には、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額に基づき減損テストを実施しています。なお、のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、每期同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約し、のれんは、企業結合のシナジーが得られると期待される最小の資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しています。当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っています。

回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積っており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っています。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲を上限として回収可能価額と帳簿価額との差額を純損益にて認識しています。

(5) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出の可能性が高く、かつその資源の流出の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しています。

引当金を見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時間の経過による影響を反映した引当金の増加額は、金融費用として認識しています。

資産除去債務は、資産の解体・除去費用、原状回復費用、並びに資産を使用した結果生じる支出に関して引当金を認識するとともに、当該資産の取得原価に加算しています。将来の見積費用及び適用された割引率は毎年見直され、修正が必要と判断された場合は当該資産の帳簿価額に加算又は控除し、会計上の見積りの変更として処理しています。

(6) 売上収益

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

なお、顧客との契約獲得のための増分コストについて、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しています。契約獲得のための増分コストとは顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。顧客との契約を履行するためのコストは、当該コストが、契約に直接関連しており、履行義務の充足に使用される会社の資源を創出又は増価する、及び当該費用の回収が見込まれる場合に資産として認識しています。

資産として認識された顧客との契約の獲得又は履行のためのコストは、各契約期間にわたり、関連する収益に対応させて定額法で償却しています。

取引価格は顧客との契約に従っており、変動対価や重大な金融要素が含まれている場合は、契約条件等に基づき取引価格を見積って調整しています。

複数の履行義務が含まれている契約の取引価格は、過去の実績等を基に見積った、それぞれの履行義務の独立販売価格の比率で按分しています。

具体的な収益認識基準は、次のとおりです。

① 一時点で充足される履行義務

当社グループにおいて一時点で充足される履行義務には、主として、開発事業には事業開発業務契約、発電事業には売電契約がありますが、これらは、契約において支配の移転時点が明記されている場合には当該支配の移転時点に、そうでない場合には主として顧客への引渡時に収益を認識しています。

② 一定の期間にわたり充足される履行義務

次の要件のいずれかに該当する場合は、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

(a) 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。

(b) 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。

(c) 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

当社グループにおいて一定の期間にわたり充足される履行義務には、主として、開発事業に工事管理契約と運営管理契約があり、履行義務の充足に応じて収益を認識しています。

(7) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しています。

外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産・負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。為替換算差額は通常、純損益で認識しています。ただし、当該資産及び負債に係る利得又は損益がその他の包括利益として認識される場合及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識しています。

外貨建の取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算しています。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産・負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、報告日の為替レートで表示通貨に換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は著しい変動がない限り、平均為替レートで表示通貨に換算しています。為替換算差額はその他の包括利益で認識し、為替換算差額を非支配持分に配分している部分を除き、その他の資本の構成要素である在外営業活動体の外貨換算差額に累積しています。

在外営業活動体の一部又は全てを処分し、支配、重要な影響力又は共同支配企業の取決めに喪失する場合には、その在外営業活動体に関連する外貨換算差額の累積金額を、処分に係る利得又は損失の一部として純損益に組み替えます。

6. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

その他の金融資産（流動）	452 百万円
その他の金融資産（非流動）	378 百万円
無形資産	25,592 百万円
その他の資本の構成要素（為替予約）	21,858 百万円

当社は、持分法適用会社の他共同出資者との出資者間合意の定めにより、一定期間の経過後に一定の価格にて当社が他共同出資者の出資持分を買い取る権利（コール・オプション）を有している場合があります。当コール・オプションの当連結会計年度末の公正価値の金額が、連結財政状態計算書上、その他の金融資産（流動）及びその他の金融資産（非流動）に計上されています。

また、当社は、企業結合日に受け入れた資産として無形資産を計上しています。

これらの公正価値は割引キャッシュ・フロー法に基づき算定されます。算定に際し、コール・オプションについては持分法適用会社の、企業結合日に受け入れた無形資産については被取得企業の事業計画を前提とした将来キャッシュ・フロー予想と外部専門家が算定した割引率を前提条件として算定しています。これらの前提条件は、経営者による最善の見積りに基づいて決定されていますが、重要な観察不能なインプットを含みます。これら観察不能なインプットが将来の経済条件の変動等により変動した場合、公正価値に重要な影響を与える可能性があります。なお、当連結会計年度に割引率及び将来キャッシュ・フロー予想を見直した結果、連結損益計算書に記載のとおり、オプション公正価値評価損279百万円を計上しています。

当社の一部の連結子会社及び持分法適用会社は、長期にわたるバイオマス燃料購入取引に対して為替予約を締結し、その契約を長期包括為替予約として、予定取引から発生する将来キャッシュ・フローを固定化しています。当該為替予約の公正価値変動に対してはヘッジ会計が適用されており、当該公正価値の金額が、その他の包括利益及びキャッシュ・フロー・ヘッジの有効部分を通じて、連結財政状態計算書上、その他の資本の構成要素に計上されています。

ヘッジ対象である長期燃料購入取引は、予定取引であり、ヘッジ会計適用にあたっては、事業計画に即して当該取引が実行される可能性が極めて高い必要があります。この実行可能性については経営者による最善の見積りにより極めて高いと判断していますが、不確実性も伴います。将来の状況の変化等により取引の実行可能性が低くなりヘッジ会計の適格要件を満たさない状況となった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類においてヘッジ会計の中止が生じる可能性があります。

7. 会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度より強制適用となった基準書及び解釈指針を適用しています。これによる当社グループの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び現金同等物	100百万円
引出制限付預金	63,540百万円
営業債権及びその他の債権	11,161百万円
棚卸資産	2,365百万円
有形固定資産	210,883百万円
無形資産	27,357百万円
持分法で会計処理されている投資	11,252百万円
その他	641百万円
計	327,299百万円

上記の資産に加えて、子会社株式22,510百万円を担保に供しています。

(2) 担保に係る債務

借入金（流動）	22,863百万円
借入金（非流動）	248,907百万円
計	271,770百万円

上記の他、持分法適用会社において、合計58,430百万円の借入を行っています。

なお、当該借入に対応する担保資産は持分法適用会社の資産です。

2. 有形固定資産（使用権資産を除く）の減価償却累計額 54,311百万円

上記の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれています。

3. 保証債務等

関係会社の金融機関からの借入に対し、当社は同社の他の出資者とともに、一定の事象の発生を条件として、スポンサーサポート契約を差し入れています。なお、以下では、複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社グループの負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合の、当社グループの負担額を表示しています。

合同会社唐津バイオマスエナジー	27,786百万円
株式会社南阿蘇湯の谷地熱	977百万円
合計	28,763百万円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	284,735百万円
借入実行残高	283,203百万円
借入未実行残高	1,532百万円

5. 財務制限条項

当社及び連結子会社の当連結会計年度末の借入金には、金銭消費貸借契約の中で、一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されているものがあります。当該条項に違反した場合、予定より早期に借入金を返済しなければならなくなる可能性があります。当連結会計年度末において、連結子会社1社における借入金が当該条項の一部（DSCR水準の維持）に抵触しましたが、取引金融機関から期限の利益喪失に関する請求を直ちには受けておらず、猶予の承諾を得ています。

これ以外の連結子会社及び当社は、当連結会計年度末において当該条項を遵守しています。当該条項への準拠を確保するために、財務制限条項は財務部及び関連管理部門によりモニタリングされ経営陣に報告されています。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	79,275,400株	11,936,700株	－株	91,212,100株

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は、新株の発行による増加11,877,600株、新株予約権の行使による増加59,100株です。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

[株式会社レノバ]

内 記	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数 (株)			
		当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
第 25 回 2016年1月27日付与	普通株式	12,800	－	△4,800	8,000
第 26 回 2016年9月27日付与	普通株式	8,000	－	△8,000	－
第 27 回 2016年10月8日付与	普通株式	56,000	－	△24,000	32,000
第2回株式報酬型 2018年12月17日付与	普通株式	4,800	－	－	4,800
第3回株式報酬型 2020年2月25日付与	普通株式	－	28,200	△22,300	5,900
合 計		81,600	28,200	△59,100	50,700

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものについては除いています。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 資本管理

当社グループでは、経営原則の1つとして株式価値の持続的な向上を掲げています。当社は株主還元を重要な経営課題と認識しており、経営体質強化のための内部留保、経営成績及び財政状態を勘案し、株主還元政策を決定しますが、現時点では、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株式価値の長期最大化に向け、将来の事業拡大に必要不可欠な開発投資等の成長投資を第一優先とする方針を有しています。

また、当社グループは、資本効率を向上させながら大型の再生可能エネルギー発電所の開発投資を行うために、金融機関からの長期の借入を活用しています。当社グループの再生可能エネルギー事業は多額の初期投資を必要とする事業であり、減価償却費等の償却費の費用に占める割合が大きくなる傾向にあります。一過性の償却負担に過度に左右されることなく、企業価値の増大を目指し、もって株式価値の向上に努めるべく、当社グループでは、経営指標として金利・税金・償却前利益であるEBITDAを重視し、その持続的な増大を目指していきます。

(2) 財務上のリスク

当社グループの事業活動は、事業環境・金融市場環境による影響を受けます。事業活動を行う過程で保有する金融商品は財務上のリスク（①信用リスク、②流動性リスク、③市場リスク（(i) 為替変動リスク、(ii) 金利変動リスク））に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っています。リスク管理にあたっては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしています。

また、当社グループは、デリバティブ取引を為替変動リスク又は金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。

① 信用リスク

営業債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うことにより、回収遅延がないことを確認しながら管理しています。

デリバティブ取引は、カウンターパーティーの信用リスクに晒されています。カウンターパーティーの信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

② 流動性リスク

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

営業債務及びその他の債務、借入金、リース負債、その他の金融負債は流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、連結各社単位で資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより、当該リスクを管理しています。

③ 市場リスク

(i) 為替変動リスクの内容及び管理方針

当社グループにおける海外から輸入するバイオマス発電燃料に係る長期燃料購入契約は外貨建取引であり、為替相場が変動した場合に、当社グループの財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、当該為替変動リスクをヘッジするために長期包括為替予約を締結し、予定取引から発生する将来キャッシュ・フローを固定化しています。また、外貨預金を利用することで為替変動リスクをヘッジしています。

当社グループは、リスク管理規程等の社内管理規程に基づき、為替予約の重要な契約条件をヘッジ対象の条件と整合させる方針を有しています。

(ii) 金利変動リスクの内容及び管理方針

当社グループの長期借入金、主に設備投資及び運転資金を目的に調達したものです。変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち一部については、支払金利の変動リスクを回避するために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用し、将来キャッシュ・フローを固定化しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

連結財政状態計算書上、公正価値で測定されていない金融商品の帳簿価額と公正価値は次のとおりです。帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品は以下の表には含めていません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
金融資産		
償却原価で測定される金融資産		
その他の金融資産		
負債性金融資産	1,986	1,924
合計	1,986	1,924
金融負債		
償却原価で測定される金融負債		
長期借入金	309,589	286,808
社債	13,983	13,574
合計	323,571	300,382

上記には1年以内に返済及び償還予定の残高を含めています。

負債性金融資産に含まれる長期貸付金の公正価値は、同程度の信用格付を有する貸付先に対して、同一の残存期間で同条件の貸付を行う場合の利率で将来キャッシュ・フローを割り引いて算定する方法によっています。

長期借入金及び社債の公正価値は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

3. 金融商品の公正価値等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値のヒエラルキーは、次のとおり分類しています。

レベル1：活発な市場における相場価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外で、直接又は間接的に観察可能な価格により測定された公正価値

レベル3：観察可能でないインプットを含む、評価技法を用いて測定された公正価値

金融商品のレベル間の振替は、連結会計年度末において認識しています。当連結会計年度において、レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類された、経常的に公正価値で測定する金融資産及び金融負債の内訳は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産：				
デリバティブ資産（注）1、5	－	122,705	830	123,535
出資金（注）2	－	－	666	666
債券（注）3	－	－	2,882	2,882
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産：				
株式	－	－	388	388
合計	－	122,705	4,765	127,470
金融負債				
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債：				
デリバティブ負債（注）4	－	356	－	356
合計	－	356	－	356

- (注) 1. 当社は、共同出資者との出資者間合意の定めにより一定期間の経過後に一定の価格にて当社が他共同出資者の出資持分を買い取る権利（コール・オプション）を有している場合があります。当社グループのデリバティブ資産には、割引キャッシュ・フロー・モデルにより算定された当社の持分法適用会社の他共同出資者持分に関するコール・オプションの報告日時点の公正価値が含まれており、レベル3に区分しています。また、上記コール・オプションに加え、先物為替予約及び金利スワップに係るデリバティブ資産が含まれ、レベル2に区分しています。デリバティブ資産は、連結財政状態計算書上、「その他の金融資産」に計上されています。
- (注) 2. 出資金に含まれる匿名組合出資金の公正価値はレベル3に区分しています。出資金は、連結財政状態計算書上、「その他の金融資産」に計上されています。
- (注) 3. 債券に含まれる社債の公正価値はレベル3に区分しています。債券は、連結財政状態計算書上、「その他の金融資産」に計上されています。
- (注) 4. デリバティブ負債に含まれる金利スワップの公正価値はレベル2に区分しています。デリバティブ負債は、連結財政状態計算書上、「その他の金融負債」に計上されています。
- (注) 5. 当社グループは、環境価値売買契約（以下「VPAA」といいます。）を有しています。VPAAは非化石証書（環境価値）の売買である主契約に電力の売電価格を固定化（電力卸売市場で売電した価格と契約に基づく顧客との固定売電価格の差額を顧客と発電SPCとの間で差金決済）する契約が組み込まれた組込デリバティブに該当します。当該組込デリバティブの公正価値はレベル3に区分しています。

4. レベル3に区分される公正価値測定に関する情報

(i) 評価プロセス

当社グループはレベル3の金融商品に係る公正価値測定にあたっては、適切な権限者に承認された公正価値測定に係る評価方法を含む評価方針及び手続きに従い、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて評価方法を決定し、公正価値を測定しています。重要な金融商品については必要に応じて外部の評価専門家を利用し、その評価結果は評価者がレビューしています。公正価値測定の結果は外部者評価結果を含め、適切な権限者がレビュー、承認しています。

(ii) レベル3に区分される経常的な公正価値測定の評価技法及びインプット並びに経営者による仮定及び見積りの不確実性

レベル3に区分される主な金融商品は全て割引キャッシュ・フロー法により公正価値を算定しています。その公正価値算定においては、将来キャッシュ・フロー予想に加え、割引率の構成要素についての前提条件を決定しています。これらの前提条件は、経営者による最善の見積りに基づいて決定されていますが、重要な観察不能なインプットを含みます。これら観察不能なインプットが変動した場合、公正価値に重要な影響を与える可能性があります。

将来キャッシュ・フロー予想については、持分法適用会社の他共同出資者持分に関するコール・オプションについては、固定価格買取制度（FIT）又は再生可能エネルギー発電所導入促進のための各制度等に基づいた事業期間、売電価格、発電事業に必要な設備投資及び発電設備の利用率を経営者による最善の見積りに基づいて決定しています。当社グループは、リスクプレミアムやリスクフリーレート等を適切に反映した約7%の割引率を使用しています。コール・オプションの公正価値は、割引率の上昇（下落）により減少（増加）します。

VPAAのキャッシュ・フロー予測については、契約に基づく顧客との固定売電価格、将来の電力卸市場価格、将来の非化石証書価格、及び将来の予測売電量等の経営者による最善の見積りに基づいて決定しています。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

分解した収益と報告セグメントの売上収益との関連は次のとおりです。

(単位：百万円)

	報告セグメント			内部取引調整	合計
	再生可能 エネルギー 発電等事業	開発・運営事業	計		
収益認識時点					
一時点で充足	68,292	4,872	73,164	△3,217	69,948
一定の期間にわたり充足	—	1,230	1,230	△931	299
合計	68,292	6,102	74,394	△4,148	70,246

2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「5. 会計方針に関する事項 (6) 売上収益」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権は次のとおりです。

	当連結会計年度末
売掛金	7,553百万円
関連当事者に対する営業債権	3,023百万円
合計	10,576百万円

(2) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループで資産計上されている契約履行コストは、主に再生可能エネルギー発電等事業における売電契約において、顧客との契約の履行のためのコストであり、顧客への履行義務を充足するために発生した直接労務費、外注費等のうち回収が見込まれる金額です。契約の履行のためのコストから認識した資産については、連結財政状態計算書上は主に「その他の非流動資産」に計上し、契約に基づくサービスが提供される期間にわたって償却しています。

	当連結会計年度末
契約履行のためのコスト	8,307百万円

当連結会計年度において、契約履行のためのコストから認識した資産から生じた償却費は337百万円です。

(3) 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|--------------------|---------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 985円28銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 29円85銭 |

(注) 当社は株式報酬制度を導入しています。同制度に関連して当社が金銭を拠出することにより設定した信託を通じて取得された当社株式は自己株式として計上しています。当連結会計年度において、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、期末発行済株式総数から同自己株式775,100株を控除しており、基本的1株当たり当期利益の算定上、期中平均株式数の計算において同自己株式645,315株を控除しています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

(企業結合等に関する注記)

合同会社御前崎港バイオマスエネルギーの取得

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称：合同会社御前崎港バイオマスエネルギー（以下、「御前崎港GK」）

被取得企業の事業の内容：木質バイオマス専焼発電事業

②企業結合を行った主な理由

当社は共同出資者との間で、「持分譲渡に関する覚書」に基づき、御前崎港GKが保有する発電所の完成及びEPCからの引渡し以降、一部の共同出資者が保有する出資持分を譲り受ける権利を有しており、今般、当該出資持分を譲り受けました。

③取得日

2025年2月12日（出資持分取得日）

④被取得企業の支配獲得の経緯及び取得した議決権割合

被取得企業の支配を獲得した方法：出資持分取得

追加取得前の出資比率 38.0%

追加取得した出資比率 18.0%

追加取得後の出資比率 56.0%

(2)企業結合日に受入れた資産及び負債の公正価値、非支配持分、取得対価及びのれん

有形固定資産	15,675 百万円
その他資産	40,413
借入金(非流動)	△32,715
その他負債	△14,344
純資産	9,029
非支配持分	△2,261
支払対価の公正価値	△1,098
既保有持分の公正価値	△6,200
オプションの公正価値	530
のれん	—

非支配持分は、被取得企業の識別可能な純資産に対する非支配株主の持分割合で測定しています。

受入れた資産及び負債の公正価値は、外部専門機関によるデューデリジェンスを通じて精査した財務・資産状況の評価等を総合的に勘案しています。

営業債権及びその他の債権の契約上の総額に重要性はありません。

当該企業結合に係る取得関連費用は、連結損益計算書の「その他の費用」に計上しています。金額の重

要性はありません。

(3) 支払対価及びその内訳

支払対価の公正価値（現金）	1,098 百万円
被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	0
子会社の取得による支出	1,098

(4) 企業結合に伴う再測定による利益

当社が企業結合日に保有していた持分を、企業結合日の公正価値で再測定した結果4,428百万円の差益を認識しています。当該差益は連結損益計算書の「企業結合に伴う再測定による利益」に含まれています。公正価値に関する情報は「金融商品に関する注記」に記載のとおりです。また、当該差益には、持分法適用会社に対する持分相当額の組替調整額△13,761百万円が含まれています。

(5) 当社グループの業績に与える影響

被取得企業は2025年1月に運転を開始しており、運転開始前に発生する損益取引は軽微です。そのため、企業結合前の被取得企業の損益が当社グループの業績に与える影響は極めて限定的であり、プロフォーマ情報の開示は省略しています。

株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から)
(2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
当期首残高	2,405	2,384	31	2,415	7,351	7,351	△548	11,623
当期変動額								
新株の発行	8,923	8,923		8,923				17,847
当期純損失					△483	△483		△483
自己株式の取得							△487	△487
自己株式の処分			△1	△1			11	10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	8,923	8,923	△1	8,922	△483	△483	△476	16,886
当期末残高	11,329	11,307	30	11,337	6,867	6,867	△1,024	28,509

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	144	144	71	11,838
当期変動額				
新株の発行				17,847
当期純損失				△483
自己株式の取得				△487
自己株式の処分				10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△28	△28	△13	△42
当期変動額合計	△28	△28	△13	16,845
当期末残高	115	115	57	28,682

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------------|--|
| (1) 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法
ただし、匿名組合出資金は個別法によっています。詳細は、「7. (2) 匿名組合出資金の会計処理」に記載しています。 |
| (2) その他有価証券
市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| (3) 棚卸資産
仕掛品 | 個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
時価法 |
| (4) デリバティブ | ただし、金利スワップについて、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しています。 |

2. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| (1) 有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しています。
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 |
| 建物 | 6 年 |
| 構築物 | 1 年～ 5 年 |
| 機械及び装置 | 1 年～ 8 年 |
| 工具、器具及び備品 | 2 年～20年 |
| (2) 無形固定資産（リース資産を除く） | |
| 自社利用のソフトウェア | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。 |
| (3) リース資産 | |
| 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。 |

3. 繰延資産の処理方法

- | | |
|-------|----------------------------|
| 社債発行費 | 社債の償還期間にわたり、利息法により償却しています。 |
|-------|----------------------------|

4. 引当金の計上基準

- | | |
|-------------|---|
| (1) 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。 |
| (2) 投資損失引当金 | 投資に対する損失に備えるため、投資先の実情を勘案の上、必要と認められる額を計上しています。 |
| (3) 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しています。 |
| (4) 株式給付引当金 | 株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を含む）及び執行役員等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しています。 |

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

取引価格は顧客との契約に従っており、変動対価や重大な金融要素が含まれている場合は、契約条件等に基づき取引価格を見積って調整しています。

複数の履行義務が含まれている契約の取引価格は、過去の実績等を基に見積った、それぞれの履行義務の独立販売価格の比率で按分しています。

具体的な収益認識基準は、次のとおりです。

① 一時点で充足される履行義務

当社において一時点で充足される履行義務には、主として、事業開発業務契約がありますが、これらは、契約において支配の移転時点が明記されている場合には当該支配の移転時点に、そうでない場合には主として顧客への引渡時に収益を認識しています。

② 一定の期間にわたり充足される履行義務

次の要件のいずれかに該当する場合は、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

(a) 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。

(b) 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。

(c) 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

当社において一定の期間にわたり充足される履行義務には、主として、工事管理契約と運営管理契約があり、履行義務の充足に応じて収益を認識しています。

6. 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっています。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。

7. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) 匿名組合出資金の会計処理

匿名組合出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を投資その他の資産の「その他の関係会社有価証券」として計上しています。匿名組合への出資時に当該資産科目に計上しています。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	33,622百万円
その他の関係会社有価証券	6,559百万円

これら株式もしくは持分は、市場価格がないため取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該被投資会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は、相当の減額を行い、当期の損失として処理しています。また、子会社株式等の実質価額が著しく低下している状況には至っていないものの、実質価額がある程度低下したときは、低下に相当する額を投資損失引当金として処理しています。当該見積りは、事業計画の変更等に影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フロー等の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の計算書類において減損損失が生じる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

関係会社及び出資先の金融機関に対する借入金に対して担保に供している資産は次のとおりです。

関係会社株式	20,118百万円
その他の関係会社有価証券	3,649百万円
計	23,767百万円

(2) 担保に係る債務

当社において上記担保に対応する債務はありませんが、関係会社における借入金282,384百万円の担保に差し入れています。

2. 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対し、株主サポート契約又はスポンサーサポート契約を差し入れています。なお、以下では、複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社グループの負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合の、当社の負担額を表示しています。

株式会社水郷潮来ソーラー	902百万円
株式会社富津ソーラー	2,423百万円
株式会社菊川石山ソーラー	667百万円
株式会社菊川堀之内谷ソーラー	519百万円
九重ソーラー匿名組合事業	3,195百万円
那須塩原ソーラー匿名組合事業	3,415百万円
大津ソーラー匿名組合事業	3,038百万円
軽米西ソーラー匿名組合事業	1,501百万円
軽米尊坊ソーラー匿名組合事業	304百万円
ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	947百万円
荻田バイオマスエナジー株式会社	16,351百万円
合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー	20,747百万円
合同会社唐津バイオマスエナジー	27,786百万円
株式会社南阿蘇湯の谷地熱	977百万円
合計	82,773百万円

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し連帯保証を行っています。

第一太陽光発電合同会社	8,472百万円
-------------	----------

以下の関係会社のEPC事業者向け支払に対し連帯保証を行っています。

合同会社御前崎港バイオマスエナジー	2,232百万円
-------------------	----------

以下の関係会社の米国テキサス州における蓄電事業の70%の持分を取得する契約に基づく支払義務の履行に対し保証を行っています。

Renova USA Inc.	703百万円
-----------------	--------

3. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりです。

(1) 短期金銭債権	7,260百万円
(2) 長期金銭債権	2,033百万円
(3) 短期金銭債務	82百万円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。この契約に基づく当会計年度末の借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	12,965百万円
借入実行残高	11,433百万円
借入未実行残高	1,532百万円

5. 財務制限条項

当社の当会計年度末の借入金には、金銭消費貸借契約の中で、一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されているものがあります。当該条項に違反した場合、予定より早期に借入金を返済しなければならない可能性があります。当該条項への準拠を確保するために、財務制限条項は財務部によりモニタリングされ経営陣に報告されています。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	6,049百万円
営業取引以外の取引高	603百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	775,100株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	47百万円
賞与引当金	97百万円
貸倒引当金	133百万円
株式報酬費用	115百万円
投資有価証券等評価損	356百万円
会社分割による子会社株式調整額	77百万円
匿名組合分配損益	1,127百万円
税務上の繰越欠損金	1,127百万円
その他	178百万円

繰延税金資産小計	3,256百万円
----------	----------

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,127百万円
--------------------	-----------

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,116百万円
-----------------------	-----------

評価性引当額小計	△3,243百万円
----------	-----------

繰延税金資産合計	13百万円
----------	-------

繰延税金負債

その他	△13百万円
-----	--------

繰延税金負債合計	△13百万円
----------	--------

繰延税金資産の純額	－百万円
-----------	------

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権の所有割合、被所有割合又は出資割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社水郷潮来ソーラー	所有割合 直接 68.0%	運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注5)(注7)及び担保提供(注2)	902	—	—
子会社	株式会社富津ソーラー	所有割合 直接 51.0%	運営支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注5)(注7)及び担保提供(注2)	2,423	—	—
子会社	九重ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注5)(注7)及び担保提供(注2)	3,195	—	—
子会社	那須塩原ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注5)(注7)及び担保提供(注2)	3,415	—	—
子会社	大津ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注5)(注7)及び担保提供(注2)	3,038	—	—
子会社	軽米西ソーラー匿名組合事業	出資割合 直接 100.0%	匿名組合出資	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注5)(注7)及び担保提供(注2)	1,501	—	—
子会社	第一太陽光発電合同会社	所有割合 直接 100.0%	運営支援。業務執行社員。	銀行借入に対する連帯保証(注5)	8,472	—	—
子会社	ユナイテッドリニューアブルエナジー株式会社	所有割合 間接 69.2%	経営管理支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注5)(注7)及び担保提供(注2)	947	—	—

種 類	会社等の名称	議決権の所有割合、被所有割合又は出資割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	荻田バイオマスエナジー株式会社	所有割合 直接 53.1%	運営管理支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注5)(注7)及び担保提供(注2)	16,351	—	—
子会社	合同会社石巻ひばり野バイオマスエナジー	所有割合 直接 51.0%	運営管理支援。業務執行社員。	スポンサーサポート契約の締結(注1)(注5)(注7)及び担保提供(注2)	20,747	—	—
				資金の貸付(注9)	1,719	関係会社短期貸付金 投資その他の資産 その他	616 1,103
子会社	合同会社御前崎港バイオマスエナジー	所有割合 直接 56.0%	発電所建設の工事管理支援。業務執行社員。	EPC事業者向け支払に対する連帯保証(注5)	2,232	—	—
子会社	Renova USA Inc.	所有割合 直接 100.0%	役員の兼任あり。	資金の貸付(注9)	2,606	関係会社短期貸付金	2,602
関連会社	合同会社唐津バイオマスエナジー	所有割合 直接 35.0%	発電所建設の工事管理支援。業務執行社員。	スポンサーサポート契約の締結(注3)(注5)(注7)及び担保提供(注4)	27,786	—	—
関連会社	株式会社南阿蘇湯の谷地熱	所有割合 直接 30.0%	技術支援。役員の兼任あり。	スポンサーサポート契約の締結(注3)(注5)(注7)	977	—	—
関連会社	アールツー蓄電所合同会社	所有割合 直接 39.0%	事業開発に関する業務の受託。業務執行社員。	事業開発に関する業務の受託(注6)(注8)	2,500	売掛金	2,773

- (注) 1. 子会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を締結したものです。
2. 子会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
3. 関連会社の銀行借入につき、スポンサーサポート契約を締結したものです。
4. 関連会社の銀行借入につき、担保提供を行ったものです。
5. 保証料の受領は行っていません。
6. 取引金額には、消費税等を含んでいません。期末残高には消費税等を含んでいます。
7. 複数の保証人がいる連帯保証契約で、保証人間の取決め等により、当社グループの負担割合又は負担額が明示され、かつ、他の連帯保証人の負担能力が十分であると判断される場合の、当社の負担額を表示しています。
8. 取引価格については、事業の規模や開発期間を考慮して、取引関係者との交渉の上決定しています。
9. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しています。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 316円52銭 |
| (2) 1株当たりの当期純損失 | 5円37銭 |

(注) 当社は株式報酬制度を導入しています。同制度に関連して当社が金銭を拠出することにより設定した信託を通じて取得された当社株式は自己株式として計上しています。当事業年度において、1株当たりの純資産額の算定上、期末発行済株式総数から同自己株式775,100株を控除しており、1株当たりの当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において同自己株式645,315株を控除しています。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。